

(公印省略)

26障第2049号

平成26年8月25日

各 市 町 村 長 殿
(障害者福祉主管課)

福 岡 県 福 祉 労 働 部 長
(障害者福祉課社会参加係)

平成27年度障害者（児）福祉施設整備に係る補助協議について

障害者福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別の御配慮をいただき、深く感謝を申し上げます。

標記整備については、別添1「平成27年度障害者（児）福祉施設の整備方針について」に基づき、下記のとおり協議を受け付けますのでお知らせします。

つきましては、貴市町村内に整備予定の施設について関係者から照会がありましたら、本通知に基づきご指導いただき、真に緊急性・必要性の高い施設を厳選して、下記のとおり協議書を提出していただきますようお願いいたします。

なお、予算の制約から国の採択は非常に厳しい状況であり、県及び国が審査した結果、必ず採択されるものではありませんので予めご了承願います。

また、今回は平成26年度の国庫補助制度に基づき補助協議を受け付けますが、平成27年度の国庫補助制度が改正され、補助対象等が変更される場合がありますので申し添えます。

記

1 協議対象

別添1「平成27年度障害者（児）福祉施設の整備方針について」に基づく施設整備

※ 別添2「平成27年度協議対象とする事業」、別添3「協議対象となる整備区分」、別添4「協議書における留意事項」の条件を満たすこと。

2 提出資料

【紙媒体での提出】

別添6「平成27年度障害者（児）福祉施設協議様式」を2部（1部は管轄の県保健福祉環境事務所、1部は県障害者福祉課に提出）

※ 添付書類の市町村長意見書は、別添5「市町村意見書における留意事項」によること。

※ 今回は平成26年度の国庫補助協議書の様式で提出いただきますが、平成27年度の国庫補助協議書の様式が判明次第、新たな様式で提出を依頼すること。

【電子媒体での提出】

紙媒体提出資料のうち、「社会福祉施設等施設整備協議提出書類一覧表」の「電子データ」欄に○が記された資料のデータ

3 提出方法

【紙媒体での提出】

管轄の県保健福祉環境事務所及び県障害者福祉課社会参加係に平成26年9月30日までに提出

【電子媒体での提出】

県障害者福祉課社会参加係あてに電子メールで、平成26年9月30日までに提出

提出先のメールアドレス : shakaisanka@pref.fukuoka.lg.jp

4 今後のスケジュール (予定)

平成26年9月～11月頃	補助協議に対する市町村及び施設ヒアリング
平成27年2月頃	県が国庫補助協議の対象とする(しない)ことの通知
3月頃	国庫補助協議
6月頃	補助内示する(しない)ことの通知
7月以降	交付申請 → 交付決定 → 事業着手(年度内完了)

担当者

福岡県福祉労働部障害者福祉課社会参加係 樋口

TEL 092-643-3264

FAX 092-643-3304

電子メール higuchi-k1850@pref.fukuoka.lg.jp

平成 27 年度障害者（児）福祉施設の整備方針について

1 基本的な考え方

平成 27 年度の障害者（児）福祉施設の整備については、障害者の地域生活移行を進めるという観点から、日中活動系のサービスに係る整備事業、特に就労を支援する施設整備を進めることとします。なお、入所施設の創設は行わないものとします。

また、昭和 56 年以前の古い耐震基準で建築された建物は、大地震において倒壊するおそれ大きいことから、対象となる施設の耐震化を図るための整備に取り組みます。

2 施設・事業毎の整備について

(1) 障害者総合支援法に基づく日中活動系のサービスに係る整備事業について

① 就労移行支援事業所

福祉施設から一般就労への移行の推進は、大きな課題となっています。このため、就労移行支援を実施する事業所の整備を検討します。

② 就労継続支援事業所

障害者の地域生活を支える上で重要であるため、就労継続支援を実施する事業所の整備を検討します。

③ 生活介護事業所、自立訓練（生活訓練・機能訓練）事業所

障害者の地域生活を支える上で重要であることを踏まえ、待機者及び利用予定者において具体性のあるものは整備を検討します。

(2) 共同生活援助（グループホーム）に係る整備事業について

福祉施設から、地域生活への移行を進めるため、障害者の住まいの場としての共同生活援助を実施する事業所の整備を検討します。

(3) 重症心身障害児を主たる対象とする医療型障害児入所施設について

新生児集中治療管理室等に長期間入院している児童のうち、環境を整えば医療型障害児入所施設への移行が望ましい障害児を受け入れるために、必要な施設の整備を検討します。

(4) その他の施設整備について

老朽のための改築、大規模修繕、耐震化等整備、消防用設備の設置等については、入所者処遇改善等の観点から必要性が認められ、かつ、緊急性がある施設及び障害者の地域生活移行への取組に配慮した施設の整備について検討します。

上記整備については、県障害者福祉計画に定める各サービス区分の区域毎に定めるサービス必要見込量をもとに検討することとします。

協議対象となる整備区分

事業種別	整備区分
障害福祉サービス事業所 ・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・療養介護 障害者支援施設 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	創設 ・新たな施設の整備 老朽民間社会福祉施設整備 ・老朽化が著しい(老朽度調査で一定基準に該当)施設の改築 大規模修繕 ・入所施設は総事業費 1,000 万円以上 ・障害福祉サービス事業所等は総事業費 30 万円以上 500 万円以内 ※障害福祉サービス事業所等は賃貸物件も対象 増築 ・既存施設の現在定員の増員を図るための整備 スプリンクラー設備等整備 ・既存施設における消防法令に基づく整備 避難スペース整備 ・災害時に、30 人程度の障害者等が長期的に避難生活できる避難スペースの整備 耐震化整備 ・倒壊等の危険性のある施設等の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築及び補強等の整備
共同生活援助事業所 短期入所事業所 居宅介護事業所 相談支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所	創設 増築 大規模修繕 ・共同生活援助事業所は総事業費 30 万円以上 1,000 万円以内 ・短期入所事業所は総事業費 30 万円以上 600 万円以内 ※共同生活援助事業所、短期入所事業所は賃貸物件も対象 避難スペース整備 ※ 居宅介護事業所、相談支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所は対象外

※ これは国庫補助制度における対象となる整備区分であり、福岡県では別添1の整備方針に基づく整備を協議対象とする。

※ これは平成26年度の国庫補助制度において対象となる整備区分であり、平成27年度の国庫補助制度において変更される場合があること。

協議書における留意事項

1 協議対象

(1) 1法人1事業のみ協議できること。

※ 本体と一体的に整備する次の事業は、本体と同じ1事業とみなす。(併設型の短期入所整備事業、発達障害者支援センター整備事業、避難スペース整備事業)

※ 共同生活援助は1ユニットを1事業とする。

(2) 前回、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付を受けた法人が協議する場合、原則として前回の補助事業年度を含めて3年度を経過していること。

(3) 社会福祉法人の設立を伴う国庫補助協議において、法人審査と独立行政法人福祉医療機構の融資審査において問題があれば補助内示が行われないことから、法人設立申請と同機構への融資申請が国庫補助協議よりも遅延しないこと。

(4) ニーズ調査が行われており、確実に定員を満たすことが見込まれること。

(5) 短期入所整備加算、発達障害者支援センター整備加算、相談支援・障害児相談支援整備加算、居宅介護・保育所等訪問支援整備加算、避難スペース整備加算の対象事業は、本体事業とは別事業として審査するので、加算の対象事業だけを採択しない場合もあること。

(6) 就労・訓練事業等整備加算、エレベーター等設置整備加算、小規模グループケア整備加算についても、予算の制約で、加算の対象事業だけを採択しない場合もあること。

2 補助対象

(1) 補助対象経費と対象外経費がわかるように、見積書の内訳書を作成すること。

※ 補助対象外の例：土地取得費、土地造成費、職員の宿舎に要する費用、外構工事費、机や椅子の備品購入費等の施設に固定されず設計に影響を及ぼさない経費

※ 工事事務費の補助対象経費は、原則として本体工事費の2.6%の額が上限

(2) 補助対象経費に係る契約は、県の補助金交付決定（平成27年8月頃）後に締結できるものであること。

(3) 補助事業は原則として年度内完了とし、平成28年3月までに竣工すること。

3 資金計画

(1) 施設開設から3か年の収支計画において、安定した事業運営が見込まれること。

(2) 施設整備の資金計画は、施設整備に伴う土地の確保、造成等に係る経費を含め、補助金の変動等に対応できる余裕があるもの。

(3) 施設整備に係る総事業費の10パーセント以上を自己資金として確保していること。

※ 添付資料である前年度決算の貸借対照表等に、自己資金の財源元を明記すること。

(4) 寄附金は贈与契約等により確実な履行が見込まれること。また、寄附金は施設整備契約の相手方及びその関係者から受領するものでないこと。

(5) 寄附金の財源は、寄附者本人の預金等確実な現有資産であること。

(6) 借入先は、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人福祉医療機構との間で協調融資に係る覚書を締結した民間金融機関に限られること。

(7) 償還金の財源が確実なものであること。

※ 添付資料である前年度決算の収支決算書等に、償還金の財源元を明記すること。

市町村意見書における留意事項

市町村長の意見書には、次の項目について説明していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、当補助金で整備された施設が一部廃止、休止、低調な利用になっていることから、会計検査院から厚生労働省に改善処置要求が行われ、厚生労働省から当補助金の適正執行について別添のとおり通知が行われました。

この通知を踏まえ、ニーズ調査が行われていない場合は協議を見送るよう厚生労働省から指導を受けています。市町村におかれましては、事業者のニーズ調査を踏まえて当該整備が妥当であるかの意見書が特に重要となっておりますのでご留意ください。

1 サービスの必要性

- (1) 市町村が策定する障害福祉計画の趣旨・サービス必要見込量に沿った整備事業であること。
- (2) 事業者のニーズ調査が行われており（協議書の別添4）、確実に定員を満たすことが見込まれること。
- (3) 待機者数の把握だけでなく、サービス需要見込（人口、障害者数等を勘案）とサービス供給体制（施設数、利用定員等を勘案）を比較する等により、中長期的視点から必要が認められること。

- ※ 事業ごとに必要性を説明すること。（短期入所整備加算、発達障害者支援センター整備加算、相談支援・障害児相談支援整備加算、居宅介護・保育所等訪問支援整備加算がある場合は、それぞれの加算対象事業ごと）
- ※ 必要性は具体的に数値で説明することとし、数値の根拠となるデータ（データの出典及び時点を含む）を添付すること。（「要望が多数ある」といった抽象的な説明は不可）
- ※ 市町村の障害福祉計画の該当ページを添付すること。
- ※ 同一市町村で同一事業を複数協議する場合、利用者を重複して見込んでいないか留意するとともに、優先順位を付けること。
- ※ 事業が採択された場合、利用状況を調査し、事業所の利用が図られるよう指導、助言すること。

2 避難スペースの必要性

- (1) 市町村の「災害時要援護者避難支援計画（個別計画）」等に基づき、当該地域における避難見込者数等から避難所としての必要性を数値で具体的に説明すること。（「福祉避難所として指定」だけでは不可）
- (2) 整備することで、従来の避難体制がどのように改善するのか、具体的に説明すること。
- (3) 市町村の地域防災計画に位置づけられていることを説明すること。（これから位置づける場合は、現在の調整状況と今後のスケジュールを説明すること。）※ 市町村地域防災計画の該当ページを添付すること。

3 適切な事業運営

- (1) 設置主体がこれまで健全で安定した事業運営を行っていること。
- (2) 利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めていること。

4 円滑な施設整備

- (1) 建設予定地は、災害危険箇所ではなく、土地の確保が確実であり、かつ大規模な造成工事の必要がないこと。（例えば、斜面等の土地を全面造成する必要がある場合は適当ではないこと。）
- (2) 開発許可や農地転用許可が必要な場合、それを踏まえた工期となっていること。（年度内竣工が原則）
- (3) 防衛省の防音対策区域である場合、防音対策が検討されていること。
- (4) 建設予定地の地域住民への説明がなされており、隣接地主及び区長の同意が得られること。また、排水について水利関係者の同意が得られること。

別添 1 - 3

平成 2 6 年度社会福祉施設等施設整備費
国庫補助基準単価

【障害者関係施設分】

平成26年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円) → 改定後

事業(施設)の種類			補助基準額		改定後単価
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	41,600,000	45,400,000
			標準	39,600,000	43,300,000
		21人 ~ 40人	都市部	83,400,000	91,400,000
			標準	79,500,000	87,000,000
		41人 ~ 60人	都市部	138,900,000	152,100,000
			標準	132,300,000	144,900,000
		61人 ~ 80人	都市部	195,000,000	213,600,000
			標準	185,800,000	203,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	251,400,000	275,300,000
			標準	239,400,000	262,200,000
		101人 ~ 120人	都市部	306,900,000	336,100,000
			標準	292,300,000	320,100,000
		121人以上	都市部	363,100,000	397,800,000
			標準	345,900,000	378,900,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	33,600,000	36,700,000
			標準	32,100,000	35,100,000
		21人 ~ 40人	都市部	67,300,000	73,700,000
			標準	64,200,000	70,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	112,400,000	123,100,000
			標準	107,100,000	117,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	158,100,000	173,200,000
			標準	150,600,000	165,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	203,100,000	222,500,000
			標準	193,500,000	211,900,000
101人 ~ 120人		都市部	249,000,000	272,700,000	
		標準	237,100,000	259,700,000	
121人以上		都市部	294,000,000	322,000,000	
		標準	280,000,000	306,700,000	
就労・訓練事業等整備加算			都市部	32,000,000	35,000,000
			標準	30,500,000	33,300,000
大規模生産設備等整備加算			都市部	105,000,000	114,900,000
			標準	100,000,000	109,500,000
短期入所整備加算			都市部	9,000,000	9,800,000
			標準	8,580,000	9,300,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	10,200,000	11,100,000
			標準	9,750,000	10,600,000
相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	7,520,000	8,100,000
			標準	7,170,000	7,800,000
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算			都市部	4,810,000	5,200,000
			標準	4,590,000	4,900,000
避難スペース整備加算			都市部	28,000,000	30,600,000
			標準	26,700,000	29,100,000

別表3-1
通常単価

平成26年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円) → 改定後

事業(施設)の種類			補助基準額		改定後単価
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	75,300,000	82,400,000
			標準	71,700,000	78,500,000
		21人 ~ 40人	都市部	150,800,000	165,200,000
			標準	143,700,000	157,400,000
		41人 ~ 60人	都市部	251,400,000	275,300,000
			標準	239,400,000	262,200,000
		61人 ~ 80人	都市部	353,300,000	387,200,000
			標準	336,500,000	368,800,000
		81人 ~ 100人	都市部	454,500,000	498,200,000
			標準	432,900,000	474,500,000
		101人 ~ 120人	都市部	555,900,000	609,000,000
			標準	529,500,000	580,100,000
		121人以上	都市部	657,200,000	720,000,000
			標準	625,900,000	685,700,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	32,000,000	35,000,000
			標準	30,500,000	33,300,000
	大規模生産設備等整備加算	都市部	105,000,000	114,900,000	
		標準	100,000,000	109,500,000	
	短期入所整備加算	都市部	9,000,000	9,800,000	
		標準	8,580,000	9,300,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,200,000	11,100,000	
		標準	9,750,000	10,600,000	
	相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	7,520,000	8,100,000	
		標準	7,170,000	7,800,000	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,810,000	5,200,000		
	標準	4,590,000	4,900,000		
避難スペース整備加算	都市部	28,000,000	30,600,000		
	標準	26,700,000	29,100,000		
共同生活援助	創設	定員4人~10人	都市部	19,900,000	21,700,000
			標準	19,000,000	20,700,000
		短期入所整備加算	都市部	9,000,000	9,800,000
			標準	8,580,000	9,300,000
		エレベーター等設置整備加算	都市部	1,570,000	1,710,000
			標準	1,500,000	1,640,000
		相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	7,520,000	8,100,000
			標準	7,170,000	7,800,000
	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,810,000	5,200,000	
		標準	4,590,000	4,900,000	
	避難スペース整備加算	都市部	28,000,000	30,600,000	
		標準	26,700,000	29,100,000	

平成26年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円) → 改定後

事業(施設)の種類			補助基準額	改定後単価	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	75,300,000	82,400,000
			標準	71,700,000	78,500,000
		21人 ~ 40人	都市部	150,800,000	165,200,000
			標準	143,700,000	157,400,000
		41人 ~ 60人	都市部	251,400,000	275,300,000
			標準	239,400,000	262,200,000
		61人 ~ 80人	都市部	353,300,000	387,200,000
			標準	336,500,000	368,800,000
		81人 ~ 100人	都市部	454,500,000	498,200,000
			標準	432,900,000	474,500,000
		101人 ~ 120人	都市部	555,900,000	609,000,000
			標準	529,500,000	580,100,000
		121人以上	都市部	657,200,000	720,000,000
			標準	625,900,000	685,700,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	32,000,000	35,000,000	
		標準	30,500,000	33,300,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	105,000,000	114,900,000	
		標準	100,000,000	109,500,000	
	短期入所整備加算	都市部	9,000,000	9,800,000	
		標準	8,580,000	9,300,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,200,000	11,100,000	
		標準	9,750,000	10,600,000	
	相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	7,520,000	8,100,000	
		標準	7,170,000	7,800,000	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,810,000	5,200,000		
	標準	4,590,000	4,900,000		
小規模グループケア整備加算	都市部	15,700,000	17,100,000		
	標準	15,000,000	16,400,000		
避難スペース整備加算	都市部	28,000,000	30,600,000		
	標準	26,700,000	29,100,000		
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	都市部	41,600,000	45,400,000
			標準	39,600,000	43,300,000
		21人 ~ 40人	都市部	83,400,000	91,400,000
			標準	79,500,000	87,000,000
		41人 ~ 60人	都市部	138,900,000	152,100,000
			標準	132,300,000	144,900,000
		61人 ~ 80人	都市部	195,000,000	213,600,000
			標準	185,800,000	203,500,000

平成26年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円) → 改定後

事業(施設)の種類			補助基準額	改定後単価	
	81人 ~100人	都市部	251,400,000	275,300,000	
		標準	239,400,000	262,200,000	
		101人 ~120人	都市部	306,900,000	336,100,000
			標準	292,300,000	320,100,000
		121人以上	都市部	363,100,000	397,800,000
			標準	345,900,000	378,900,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	105,000,000	114,900,000
			標準	100,000,000	109,500,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	32,000,000	35,000,000
			標準	30,500,000	33,300,000
	短期入所整備加算		都市部	9,000,000	9,800,000
			標準	8,580,000	9,300,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	10,200,000	11,100,000
			標準	9,750,000	10,600,000
	相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	7,520,000	8,100,000
			標準	7,170,000	7,800,000
	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算		都市部	4,810,000	5,200,000
			標準	4,590,000	4,900,000
避難スペース整備加算		都市部	28,000,000	30,600,000	
		標準	26,700,000	29,100,000	
増築整備(既存施設の現在定員の増員)		都市部	21,000,000	22,900,000	
		標準	20,000,000	21,800,000	
短期入所(短期入所のための整備の場合)		都市部	9,000,000	9,800,000	
		標準	8,580,000	9,300,000	
相談支援、障害児相談支援(各事業のための整備の場合)		都市部	7,520,000	8,100,000	
		標準	7,170,000	7,800,000	
居宅介護、保育所等訪問支援(各事業のための整備の場合)		都市部	4,810,000	5,200,000	
		標準	4,590,000	4,900,000	
補装具製作施設		都市部	10,700,000	11,700,000	
		標準	10,200,000	11,200,000	
盲導犬訓練施設		都市部	130,100,000	142,500,000	
		標準	123,900,000	135,700,000	
点字図書館		都市部	35,900,000	39,300,000	
		標準	34,200,000	37,500,000	
聴覚障害者情報提供施設		都市部	48,300,000	52,900,000	
		標準	46,100,000	50,400,000	

別表3-1
通常単価

平成26年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

事業(施設)の種類		(単位:円)	→ 改定後
		補助基準額	改定後単価
解体撤去工事費(入所系)	都市部	9,750,000	10,500,000
	標準	9,300,000	10,100,000
解体撤去工事費(通所系)	都市部	4,810,000	5,100,000
	標準	4,590,000	4,900,000
仮設施設整備費(入所系)	都市部	17,400,000	19,100,000
	標準	16,600,000	18,200,000
仮設施設整備費(通所系)	都市部	8,550,000	9,300,000
	標準	8,170,000	8,900,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみ
を行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中
活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)

(耐震化等整備を行う場合)

平成26年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円) →

改定後単価

事業(施設)の種類			補助基準額		改定後単価
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	110,700,000	121,200,000
			標準	105,450,000	115,500,000
		41人 ~ 60人	都市部	184,275,000	201,800,000
			標準	175,500,000	192,200,000
		61人 ~ 80人	都市部	258,750,000	283,400,000
			標準	246,525,000	270,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	333,375,000	365,100,000
			標準	317,550,000	347,800,000
		101人 ~ 120人	都市部	407,100,000	445,800,000
			標準	387,750,000	424,700,000
		121人 ~	都市部	481,575,000	527,400,000
			標準	458,700,000	502,400,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	89,400,000	97,800,000
			標準	85,125,000	93,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	149,100,000	163,200,000
			標準	142,050,000	155,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	209,775,000	229,700,000
			標準	199,800,000	218,800,000
		81人 ~ 100人	都市部	269,400,000	295,000,000
			標準	256,650,000	281,100,000
		101人 ~ 120人	都市部	330,225,000	361,700,000
			標準	314,550,000	344,500,000
		121人 ~	都市部	389,850,000	427,000,000
			標準	371,325,000	406,700,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	42,525,000	46,500,000
			標準	40,500,000	44,300,000
	短期入所整備加算		都市部	9,900,000	10,800,000
			標準	9,375,000	10,200,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,500,000	14,700,000
			標準	12,900,000	14,100,000

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	200,250,000	219,300,000
			標準	190,725,000	208,800,000
		41人～60人	都市部	333,375,000	365,100,000
			標準	317,550,000	347,800,000
		61人～80人	都市部	468,825,000	513,500,000
			標準	446,550,000	489,100,000
		81人～100人	都市部	603,075,000	660,600,000
			標準	574,425,000	629,100,000
		101人～120人	都市部	737,475,000	807,800,000
			標準	702,450,000	769,400,000
		121人～	都市部	871,725,000	954,900,000
			標準	830,250,000	909,400,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,525,000	46,500,000
			標準	40,500,000	44,300,000
短期入所整備加算	都市部	9,900,000	10,800,000		
	標準	9,375,000	10,200,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,500,000	14,700,000		
	標準	12,900,000	14,100,000		
解体撤去工事費	都市部	9,750,000	14,100,000		
	標準	9,300,000	13,400,000		
仮施設整備費	都市部	17,400,000	25,300,000		
	標準	16,600,000	24,200,000		

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

平成 26 年度社会福祉施設等施設整備費
国庫補助基準単価

【障害者関係施設分】

- (1) グループホーム等改修整備
- (2) 短期入所事業所改修整備
- (3) 障害福祉サービス事業等改修整備
- (4) 既存施設のスプリンクラー設備工事費

(1) グループホーム等改修整備（大規模修繕等）

30万円以上1,000万円以内

※エレベーター等設置整備を行う場合の上限は以下のとおり

- ・エレベーター等設置整備以外の改修と併せて行う場合 1,200万円以内
- ・エレベーター等設置整備のみ行う場合 200万円以内

※賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。

※グループホームにスプリンクラーを整備する場合は、見積額と合見積額を比べて低い方の額と、(4)に掲げる基準単価にスプリンクラー設置対象面積を乗じて得た額とを比べて低い額を基準額とする。

(2) 短期入所事業所改修整備（大規模修繕等）

30万円以上600万円以内

※上記額は、短期入所事業所のみを改修整備する場合の基準額。

(本体施設(入所・通所・療養介護・グループホーム等)の改修と一体的に短期入所事業所を改修整備する場合は、本体施設の一部と整理。)

※賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。

(3) 障害福祉サービス事業等改修整備（大規模修繕等）

30万円以上500万円以内

※(1)及び(2)の整備を除く。

※賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。

(4) スプリンクラー設備工事費

(事業費ベース)

(単位：円)

	1,000㎡未満	1,000㎡以上の平屋建	消化ポンプユニット加算
基準単価(案) (1㎡当たり)	18,000	34,000	3,000,000 (平米数関係なし)

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長



社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）の適正執行について

障害福祉行政の推進について、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成 17 年 10 月 5 日付厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知）により取扱いが定められているところですが、今般、会計検査院から、社会福祉施設等施設整備費補助金等により整備した社会福祉施設等が提供する障害福祉サービスについて、一部廃止や休止となっているものや利用が低調であるものがある等、サービスが障害者等に十分利用されていない事態が生じ、事業効果が十分に発現しているとは認められない状況となっていることから、是正改善を行うべきとの指摘を受けたところです。

このため、今回の会計検査院からの指摘を踏まえ、下記の事項に留意の上、適正な処理に当たられるようお願いするとともに、管内事業者等に対し、必要な指導・助言を行われますようお願いいたします。

記

1 会計検査院からの指摘等の概要

社会福祉施設等施設整備費補助金は、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所の施設の整備事業に対して、都道府県又は指定都市若しくは中核市（以下「都道府県等」という。）が行う補助事業を交付の対象として、その補助に要する費用の3分の2相当額を、都道府県等を通じて当該社会福祉法人等に補助しているものである。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金の他、厚生労働省としては、障害者就労訓練設備等整備事業による設備整備等に要する経費の一部（1施設 50 万円以上のもので上限 500 万円等）を補助する制度や、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付事業により、社会福祉法人等の障害福祉サービス事業所の整備を支援しているところである。

（以下、これらを総称して「整備費補助金等」という。）

一方、都道府県等が、これら整備費補助金等の国庫補助協議の対象とする事業所の選

定に当たっては、単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ施設整備の目的、計画等が具体的であることなどを審査することが必要とされているとともに、施設を設置する適格性について、地方厚生（支）局等においてもヒアリングを実施するなどして審査を行っている。

会計検査院において、整備費補助金等により施設整備等が行われた事業所について、いわゆる新体系への移行を行った後、障害福祉サービスの利用の移行が順調に推移し、障害福祉サービスが十分に利用され、補助金等の効果が十分発現しているかなどに着眼して検査が行われた。

検査の対象は、平成 17 年度（平成 18 年度繰越のみ）から平成 22 年度（平成 23 年度繰越分を除く。）までの間の整備費補助金等による整備を行った 23 都道府県（注 1）に所在する 795 事業者の 914 事業所（整備費補助金の国庫補助額計 248 億 3916 万余円）であり、施設整備等が終了した平成 23 年度の障害福祉サービスの利用状況、休廃止の状況等について実地検査が行われた。

その結果、施設整備費補助金等により施設整備等が行われた事業所における利用率（注 2）について、検査対象事業所 914 中、101 事業所が 50 %未満であり、41 事業所が施設整備等を行った後に利用定員を減じていたことが確認された。また、16 事業所が全部又は一部のサービス提供を休止する等していたことが確認された。

このため、会計検査院としては、これらの事業所に対する施設整備費補助金等については、サービスの利用者が整備計画を大きく下回るものとなっており、事業効果が十分に発現しているとは認められない状況となっていた、と結論付けている。

（注 1）北海道、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

（注 2）利用率：当該障害福祉サービスに係る事業所の開所日数に利用定員を乗じた定員利用の延べ人数に対する利用延べ人数の割合

また、会計検査院は、かかる事態に至った要因として、サービス需要の把握に関する調査が十分に行われていなかったことを挙げている。実際に、事業者、市町村又は都道府県において、整備費補助金等の申請等の際に、整備費補助金等により整備される障害福祉サービスに対する利用者の需要の有無について、具体的な調査を行っているか検査したところ、検査対象の障害福祉サービス 1357 のうち、何らかの調査を行っていたのは 3 割弱（27.2%）に過ぎない 370 であり、このうち費用負担等の条件を具体的に提示して利用契約締結の意向まで調査を行っていたものは 1 割にも満たない（7.2%）98 にとどまっていたとしている。

よって、国庫補助金等の交付申請の審査等に当たり、厚生労働省、地方厚生（支）局及び都道府県等においては、各障害福祉サービスの特徴等を踏まえ、具体的な需要の有無等の状況を十分確認することが必要であり、事業者においては、各障害福祉サービス

の特徴等を十分理解するとともに、具体的な需要の有無を十分把握すること及び提供する障害福祉サービスについて、障害者等に対して十分に周知を行うことが必要であるとされている。

このような検査結果から、厚生労働省に対して、次のとおり改善処置が求められたところである。

- (1) 厚生労働本省の担当部局、地方厚生（支）局及び都道府県等において、国庫補助金等の交付申請等の審査に当たり、当該事業所で提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握した上で整備計画の妥当性について、必要に応じて福祉医療機構等の関係機関と連携をとるなどして、審査を行うよう指導、助言すること
- (2) 国庫補助金等の交付申請の際には、提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握するよう事業者に指導、助言することを、事業所が所在する市町村に対して、都道府県等を通じて指導、助言すること
- (3) 事業所が所在する市町村に対して、当該事業所が提供する障害福祉サービスの利用状況を関係者と連携をとって十分把握した上で、提供する障害者等に対する周知の重要性を含め各種の助言を行うことにより、事業所の利用が図られるよう、都道府県等を通じて指導、助言すること

2 改善に向けた取り組み

上記1の指摘を踏まえ、以下の取り組みを実施することが必要であると考えているので、各都道府県等におかれては、遺漏なきよう取り扱われたい。

(1) 厚生労働省（地方厚生（支）局）における対応

厚生労働省は、国庫補助金等の交付申請の際には、提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握するよう事業者に指導、助言することを、事業所が所在する市町村に対して、都道府県等を通じて指導、助言するものとする。

このため、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号、厚生労働事務次官通知）を改正することとし、国庫補助金の申請に必要な添付書類の一部を次のとおり見直すので、施設整備費等の交付を受けて整備する障害福祉サービスにおける需要の有無について適切に把握するよう努められたい。

ア 社会福祉施設等整備費協議通知の改正

毎年度、都道府県等に対して、社会福祉施設等国庫補助金の協議要領を「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（以下「協議通知と言う。」）によりお示ししているところである。

都道府県等が、地方厚生（支）局を通じて厚生労働本省に提出する国庫補助協議書の添付資料について、施設等の創設及び移転改築の場合にあっては、当該障害福

社サービスに係る需要の把握に関する調査を行った上で、その整備計画の必要性を記載した市町村長の意見書を必ず添付することとする。

イ 地方厚生（支）局で用いる「社会福祉施設等整備計画ヒアリング要領」の改正
都道府県等が、厚生労働本省に対し、社会福祉施設等施設整備費補助金に係る国庫補助協議書を提出するに際し、各地方厚生（支）局においてヒアリングを実施している。

そのヒアリングの内容を定めた「社会福祉施設等整備計画ヒアリング要領」中「7 障害福祉圏域の状況」の確認事項として、「当該障害福祉圏域において、今回新たに整備する障害福祉サービスにつき障害者等のニーズ調査を実施しているかどうか」を新たに盛り込むこととする。

なお、ヒアリングの視点として、「整備計画が、当該障害福祉圏域の状況を踏まえて作成されたものになっているかどうかを確認すること。具体的には、当該事業の整備計画の策定に当たり、事業者が当該障害福祉圏域における障害者等のニーズ調査等を行っているかどうかを確認し、かつ、各自治体の意見書において、事業者等が実施したニーズ調査を踏まえて、当該整備計画が妥当である旨の記述があるかどうか確認すること。なお、ニーズ調査等が行われていない場合には、国庫補助協議書の提出を見送るように調整を図ること。」を加えることとする。

（2）都道府県、政令指定都市及び中核市における対応

都道府県は、事業所が所在する管内市町村（政令指定都市及び中核市を含む。）に対して、事業者が国庫補助金の交付申請を行う際に、新体系における各サービスの特徴等を十分に理解して、提供することとなるサービスに対する具体的な需要の有無を把握するよう、事業者に助言等を行うよう指導すること。

都道府県、政令指定都市及び中核市は、国庫補助金等の交付申請等の審査に当たり、当該事業所で提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握した上で、整備計画の妥当性について、必要に応じて機構等の関係機関と連携をとるなどして確認を行うこと。

（3）事業所に対する指導、助言

都道府県は、管内市町村（政令指定都市及び中核市を含む。）を通じ、事業所に対して、当該事業所が提供する障害福祉サービスの利用状況を関係者と連携をとって十分把握した上で、提供するサービスの障害者等に対する周知の重要性を含め各種の助言を行うことにより、事業所の利用が図られるよう指導、助言すること。

2 共同生活援助事業、短期入所事業

圏域	協議対象市町村	
	共同生活援助事業	短期入所事業
福岡・糸島(福岡市を除く)	糸島市	
粕屋	古賀市	古賀市
	志免町	宇美町
	須恵町	篠栗町
	久山町	志免町
	粕屋町	須恵町
		新宮町
		久山町
		粕屋町
宗像		宗像市
		福津市
筑紫	筑紫野市	筑紫野市
	春日市	春日市
	大野城市	大野城市
	太宰府市	太宰府市
	那珂川町	那珂川町
甘木・朝倉	朝倉市	筑前町
	筑前町	東峰村
	東峰村	
久留米(久留米市を除く)	大川市	大川市
	大刀洗町	小郡市
		うきは市
		大木町
八女・筑後	広川町	筑後市
		広川町
有明	大牟田市	大牟田市
	みやま市	柳川市
		みやま市
飯塚	飯塚市	飯塚市
	桂川町	桂川町
直方・鞍手	直方市	直方市
	宮若市	宮若市
	小竹町	小竹町
		鞍手町
田川	添田町	香春町
	糸田町	添田町
	川崎町	糸田町
	大任町	川崎町
	赤村	大任町
北九州(北九州市を除く)	中間市	中間市
	芦屋町	芦屋町
	水巻町	水巻町
	遠賀町	岡垣町
		遠賀町
京築	みやこ町	行橋市
	吉富町	苅田町
	築上町	吉富町
		上毛町
		築上町

※整備定員は、障害者福祉計画のサービス必要見込量を考慮する。

平成27年度協議対象とする事業

1 日中活動系事業

圏域	事業種別						
	単独の場合も可能				多機能型の場合のみ可能		
福岡・糸島(福岡市を除く)							
粕屋	就労移行支援	就労継続支援(B型)					
宗像					自立訓練(機能訓練)	就労継続支援(B型)	
筑紫	生活介護	自立訓練(機能訓練)	就労移行支援		自立訓練(生活訓練)		
甘木・朝倉	就労継続支援(A型)				自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	
久留米(久留米市を除く)	就労継続支援(A型)				自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	
八女・筑後	就労継続支援(A型)						
有明	就労移行支援	就労継続支援(A型)			自立訓練(機能訓練)		
飯塚	就労移行支援						
直方・鞍手	就労移行支援	就労継続支援(A型)			自立訓練(機能訓練)		
田川							
北九州(北九州市を除く)	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)		自立訓練(生活訓練)		
京築							

※多機能型の事業として右欄に掲げるものは、単独事業として実施するまでの目標量はないが、左欄に掲げる単独事業との組み合わせ又は右欄内での組み合わせで実施可能となるもの。

※空欄は、障害者福祉計画のサービス必要見込量を既に満たしており、当該圏域に協議対象となる事業がないことを示す。

平成 2 7 年度障害者（児）福祉施設協議様式

協議書ファイル表紙、背表紙の記入方法

- ・ 2部提出すること。（1部は県の保健福祉環境事務所に提出）
- ・ 表紙及び背表紙は、次の記入例を参考に作成のこと。
- ・ 必ずフラットファイル（A4-S紙製 1.5cm幅）に綴ること。

（背表紙）

（表紙）

27
事前協議書
補助金
施設名
○○○○○○
○
○
○
事業の種類
V
福岡県

平成27年度

社会福祉施設等施設整備費

事前協議書

補助金

施設名：○○○○○○○○

<事業の種類>

※事業の種類は、就労継続支援A型、共同生活介護等を記入のこと。

設置主体名：○○○○○

工事区分：○○

※工事区分は、創設、老朽改築等を記入のこと。

都道府県名：福岡県

社会福祉施設等施設整備協議提出書類一覧表

法人名	
施設名(協議施設)	
連絡先	郵便番号、住所
	電話番号
	FAX番号
	電子メールアドレス
	担当者

No	提出書類 (◎=必ず作成するもの ○=該当する場合に作成するもの)	電子データ	添付書類
1	社会福祉施設等施設整備協議提出書類一覧表 [本票]	◎	○
2	障害者(児)施設整備計画協議書 [様式第4号、(別紙)] 【創設、増築の場合】	○	○
3	老朽民間社会福祉施設整備計画協議書 [様式第6号、(別紙)] 【老朽改築の場合】	○	○
4	大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備計画協議書 [様式第7号、(別紙)] 【大規模修繕、スプリンクラー設備等整備の場合】	○	○
5	避難スペース整備計画協議書 [様式第8号、(別紙)] 【避難スペース整備の場合】	○	○
6	就労・訓練事業等整備加算に係る整備協議書 [様式第14号]	○	○
7	施設建設費の見積書(合築等の場合は、全体額と按分額が分かる表を添付) 就労・訓練事業等整備加算に係る設備費の見積書	◎	
8	老朽度調査表 [共通別紙4-1、4-2] 【老朽改築の場合】	○	
9	社会福祉整備事業計画書 [共通別紙7] ・市町村長の意見書	◎	
10	就労訓練計画書 【就労訓練を行う場合】 (1)訓練内容 (2)工程 (3)工賃の目安 を明示し、次の書類を添付 ・業者発注の場合 発注確約書 ・農業の場合 借農地の場合は借地契約書及び地権者の登記簿謄本	○	
11	社会福祉法人等調書 [共通別紙6] ・既設法人 役員履歴書、県の指導監査結果通知及びそれに対する法人の改善報告書(直近のもの) ・新設法人 役員履歴書、役員就任承諾書、身分証明書、印鑑証明書	◎	
12	法人役員名簿 [別添5]	◎	○
13	法人審査結果報告書 [共通別紙8] ※福岡県が作成		
14	施設運営収支計画(施設運営の1年目、2年目、3年目の収支計画)	◎	
15	施設の配置図及び施設の経歴 [共通別紙1]	○	
16	工事実施前の施設の平面図 [共通別紙2] 【老朽改築の場合】	○	
17	整備工事実施後の施設の平面図 [共通別紙3]	◎	
18	設計図(配置図、平面図、立面図)	◎	
19	工程表(施設整備及び職員募集・研修を含む施設開設までの工程)	◎	
20	独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調 [共通別紙5、(別表)]	○	
21	寄附予定者の資産申立書 [別添1] ・寄附予定者の贈与契約書(印鑑証明書)及び身分証明書 ・寄付能力を証明する預金残高証明書等(すべて同一日付で証明)	○	
22	土地明細書 [別添2] ・取得の場合：贈与契約書又は売買契約書、所有権移転確約書、不動産登記簿謄本 ・貸与の場合：地方公共団体の無償貸与契約書、土地賃貸借契約書、地上権設定契約書、 不動産登記簿謄本	◎	
23	施設用地現況写真	◎	
24	施設用地の付近見取り図(施設用地及び取付道路を明示)	◎	
25	既存施設の現況写真・登記簿謄本 【老朽改築の場合】	○	
26	施設建設地域の同意書 ・区長 ・隣接する全ての地権者の同意書 ・水利組合に関する排水の申立書	◎	
27	解体撤去工事費・仮施設整備工事費協議書 [様式第13-1号] 【老朽改築の場合】	○	
28	障害者等のニーズ調査の実施状況 [別添4]	◎	
29	利用予定者名簿(公的機関による把握)	◎	
30	財産処分(取りこわし)協議書(国・県補助施設を処分する場合) [別添3]	○	
31	職員に関する書類 ・予定している職員の区分と定数及び募集方法 ・施設長予定者の資格に関する考え方 ・サービス管理責任者の資格に関する考え方	◎	

※添付書類欄に○を記入し、協議書の表紙に添付すること。

※協議書はA4番1.5cmフラットファイルに番号順に製本し、提出書類番号のインデックスを貼付すること(インデックスを貼付するページは白紙)。

障害者(児)施設整備計画協議書

都道府県(市)名		優先順位		施設建設地		
事業計画		単年度		特豪地 年 月 指定		
事業(施設)種別			工事区分			
施設名			設置主体			
現在定員	通所定員 人(現在員 人)		日中活動部門 人		着 工 予 定 年 月 年 月	
	入所定員 人(現在員 人)		施設入所・宿泊型部門 人			
	障害児施設 ()	入所定員 人	共同生活援助(身体・知的・精神) 人		竣 工 予 定 年 月 年 月	
		通所定員 人	障害児施設 () 入所定員 人			
	短期入所(加算も記載) 人		短期入所(加算も記載) 人			
	小規模グループケア定員数 人		小規模グループケア定員数 人			
	その他() 人		短期入所(加算も記載) 人		その他 発達障害者支援センター 有・無 エレベーター等設置整備 有・無 相談支援 有・無 障害児相談支援 有・無 居宅介護 有・無 保育所等訪問支援 有・無	
			その他() 人			
	整備後定員					
1 対象経費の 実支出 予定額	構造	事業費	区 分		計	
			工 事 費 (購 入 費 含 む)			円
			工 事 事 務 費			円
	建	内	小 計		円	
			解 体 撤 去		円	
			仮 設 施 設		円	
	小 計		円			
対象経費の実支出予定額					円	
2 割増加算等	割増単価 の適用 の有無	特別豪雪地域(5%)		都市部特例(5%)	その他	
		有・無		有・無		
		有・無		有・無		
3 国庫補助 基準額	平成二十六年 度単価	区 分		利用定員	補助基準額	
		本 体 工 事	本 体		人	円
			施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)		人	円
			就 労 ・ 訓 練 事 業 等 整 備 加 算			円
			大 規 模 生 産 設 備 等 整 備 加 算			円
			短 期 入 所 整 備 加 算			円
			発 達 障 害 者 支 援 セ ン タ ー 整 備 加 算			円
			相 談 支 援 、 障 害 児 相 談 支 援 整 備 加 算			円
			居 宅 介 護 、 保 育 所 等 訪 問 支 援 整 備 加 算			円
		小 規 模 グ ル ー プ ケ ア 整 備 加 算			円	
		そ の 他 ()			円	
小 計			円			
事 所 他 工 事	解 体 撤 去		入所・通所	円		
	仮 設 施 設		入所・通所	円		
	小 計			円		
合 計 (国庫補助基準額)					円	
4 国庫補助 所要額	都道府県(市)補助(予定)額				円	
	国庫補助基本額				円	
	国庫補助所要額				円	

5	財源	国庫補助金	県(市)補助金	設置者負担金				
				機構借入	寄付金	県(市)単独補助	地元市町村単独補助	その他()
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	機構への償還者 1 理事長 2 理事等役員 3 県(市) 4 地元市町村 5 その他()							
寄付者	理事長	理事等役員			計	予算措置の状況(都道府県市)	当初予算	補正予算()月
	千円	千円	千円	千円	千円			
6	障害福祉圏域の状況	障害保健福祉圏域名		人口	人	障害者数	人	
		現在の入(通)所施設定員数		人	現在の入(通)所施設利用者数		人	
		整備後の入(通)所施設定員数		人	現在の入(通)所待機者数		人	
7	整備内容	施設種別		補助金等の所管部局等	協議状況	協議施設との設置形態		
					既設・協議中	合築・併設(別棟)		
					既設・協議中	合築・併設(別棟)		
	改築の場合	既存施設建設年度		年度	老朽度点数又は現存率			
旧体系の移場		既存施設名	施設種別	小規模作業所からの移場の場合	作業所名	利用者	人	
8	スプリンクラー設備設置根拠	設置対象面積(既存部分も含む)		設置を必要とする理由				
		m ²						
9	都市部割増単価根拠	市町村の人口(10月1日現在)		人	建設予定地の土地利用状況(該当する項目に○)			
		1km ² 当たりの人口密度		人/km ²	ア.市街地 イ.田畑 ウ.山林 エ.その他()			
10	用地の種類	所有者	面積	用地所有者からの取得形態(取得状況)			手続状況	
			m ²	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与[年額 千円]・購入予定			契約済・確約書を入手	
	立地条件	(特に住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等)					排水路関係	
					進入路関係			
11	協議全体に関する都道府県(市)の意見等 ※必ず記入すること。	法人審査会の状況		1 既設法人[認可 年 月 日] 2 新設法人[法人審査会での審査終了年月日 年 月 日]				
		施設選定会議の状況		施設選定会議での審査終了年月日 年 月 日				
		県(市)担当者	課名		係名		(内)	
		氏名		電話				

(別紙-障害者(児)施設)

都道府県(市)名		法人名	事業(施設)種別	施設名		
単備 区分	事業区分(該当に○)	具体的事業内容				
	生活介護	人				
	自立訓練	人				
	就労移行支援	人				
	就労継続支援 (A型)	人				
	就労継続支援 (B型)	人				
	共同生活援助	人				
単備 区分	整備内容の内訳		見積額	合見積額	必要とする理由	
			千円	千円		
就労・ 訓練 事業等 整備 加算 又は 大規模 生産 設備 等 整備 加算	合 計					
	生産 事業 の 内容	生産科目	作業従事者数	作業従事職員数	受注先(名称)	年間受注額(見込み)
			人	人		円
	合 計				円	

様式第4号の記載留意事項

- 1 本様式は、障害者施設整備（障害福祉課所管施設）について記載するものであること。
- 2 整備事業について、原則として1か年事業とする。
- 3 優先順位は、新規施設整備事業全体を通じて順位をつけること。
- 4 整備区分欄について、耐震化等整備を行う場合は「耐震化等整備」、南海トラフ地震特別措置法第12条第4項に基づく津波避難対策緊急事業計画による集団移転促進事業に関連して移転を行う場合は、「津波避難対策」と括弧書きの記入を加えること。
- 5 設置主体名については、法人名を記入すること。（社会福祉法人にあつては、（ ）内に「福」と、医療法人にあつては、（ ）内に「医」と記入すること（その他の設置主体については適宜記入すること）
- 6 定員欄について
 - (1) 共同生活援助については、入居者の障害種別について、該当するものに○印をつけること。（両者に該当する場合には両者に○印をつける）
 - (2) 「短期入所（加算も記載）」の床数については、本体定員とは別掲とすること。
- 7 構造欄については、建造物に使用する素材を記入すること（鉄筋コンクリート、鉄骨、木造等）
- 8 特別豪雪地域単価及び都市部特例割増単価の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
（「特別豪雪地域」＝豪雪地帯特別措置法に基づく特別豪雪地域、「都市部特例」＝都市部特例割増制度）
- 9 用地有効活用制度及び高層化特例制度の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。（割増加算は無し）
（「用地有効活用」＝既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度、「高層化」＝高層化特例制度）
- 10 対象経費の実支出額予定額欄の工事事務費については、本体工事の工事費の2.6%が上限であることに留意すること。
- 11 国庫補助基準額欄には、それぞれの区分毎に別途示している1事業当たり基準単価（加算を含む）を記入すること。
なお、増築を行う場合については、区分「本体」に基準単価を記載すること。
- 12 国庫補助基本額欄には、対象経費の実支出額予定額に交付要綱第2の4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、国庫補助基準額の合計と、都道府県（市）補助額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 13 国庫補助所要額には、国庫補助基本額に国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。
（千円未満に端数が生じる場合は、切り捨てにすること）
- 14 財源欄の機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の（ ）内に記入すること。また、寄付者欄についても、例示以外の寄付者がいる場合は空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 15 障害福祉圏域の状況欄については、施設の所在地における障害保健福祉圏域における障害福祉サービスの需要見込み（人口、障害者数等を勘案）とサービスの提供体制（施設利用定員等を勘案）を比較するため記入するものである。当該整備が入所施設の場合には、圏域内の入所定員数等について、通所施設の場合には、圏域内の通所定員数等について、各欄にそれぞれ記入すること。

1 6 他施設との併設状況欄については、老人福祉（保健）施設、障害者施設、児童福祉施設、保健衛生施設、県（市）単独整備施設等について記入すること。

- (1) 施設種別については、特別養護老人ホーム、保育所等の施設種別を記入すること。（記入の際、特別養護老人ホームを「特養」と記入するなど適宜省略して記入することは差し支えない）
- (2) 補助金等の所管部局等欄については、該当する部局名を記入すること。
- (3) 既設・協議中欄は、該当する方を○で囲むこと。（協議中とは、施設整備について担当省庁、所管部局と協議中であることをいう。）
- (4) 協議施設との設置形態は、該当するものを○で囲むこと。

1 7 建設用地欄について

- (1) 用地の種類欄については宅地、農地等を記入すること。
- (2) 用地の所有者欄については、施設（法人）との関係がわかるように、下記の例を参考に記入すること。
（例）「当法人の理事長」、「当法人の理事」、「当施設の職員（職名）」、「当法人所有」、「〇〇市」、「〇〇町」、「〇〇会社（〇〇業）社長（当法人理事の甥）」、「個人所有（関係無）」等
- (3) 用地の取得形態欄、手続き状況欄については、該当するものを○で囲むこと。
- (4) 地域住民の理解、排水路関係、進入路関係欄には「問題無し」「調整中」等と記入すること。
- (5) 立地条件欄には、住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等を記載すること（特に、地域での普通の生活を目的とする共同生活介護、共同生活援助については、既存施設の敷地内ではなく、地域との交流が図られる立地となっていることについて記載すること）

1 8 都道府県（市）の意見等欄には、下記事項等について、簡潔に記入すること。

- (1) 優先順位の考え方
- (2) 整備の緊急性
- (3) 入所施設の整備にあたっては、当該整備の必要性とともに、当該地方自治体の区域内の将来の定員数の見通し及び減少計画（内容を別に添付すること）
- (4) その他特殊事情

1 9 添付資料について

- (1) 改築については、老朽度調査表（共通別紙4-1又は4-2）を添付すること。
- (2) 現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。（共通別紙1~3）
- (3) 社会福祉法人等調書（共通別紙6）及び法人審査結果報告書（共通別紙8）を添付すること。
- (4) 整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書（共通別紙7）を添付すること。なお、新たに施設を創設する場合、既存施設を移転して改築等する場合は、施設の必要性の調査など実態把握に基づく整備の必要性等を記載した施設整備予定地の市町村長の意見書を添付すること。
- (5) その他参考となる資料等を添付すること。

別紙一障害者（児）施設 の記載留意事項

1 「本体工事費」欄については、当該事業所において実施する事業区分に○をし、それぞれの具体的な事業内容等について記載すること（自由記述）。

（記載例）

- ・生活介護（定員〇〇名）
 - （1）日常生活上の支援を提供
食事や排泄等が未自立な利用者に対し、介護を通して日常生活能力を高める。
 - （2）生産活動、創作的活動の機会の提供
下請軽作業や手作りお菓子づくりを通して、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図る。
- ・就労移行支援（定員〇〇名）
 - （1）リサイクル事業を中心に地域の企業とも結びつきを強め、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。
 - （2）給食設備を活用した地域への給食配食サービスを通し、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。
- ・共同生活援助（定員〇名）
 - （1）〇〇圏域における入所定員の減に応じて、〇人分の地域移行の受け皿として、夜間において相談や日常生活上の援助を行う。利用者は、日中は主に近隣の〇〇において、〇〇の活動を行う予定である。

2 就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算がある場合については、「就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算」欄について、以下に留意の上、記入すること。

- （1）整備内容の内訳には当該整備の具体的な名称（例：〇〇設備工事）を記入すること。
- （2）当該整備が生産事業等に係るものである場合には、「生産事業の内容」欄に具体的な生産科目を記載し、当該生産事業における作業従事者数、作業従事職員数、受注先の名称及び年間受注額（見込み）を記載すること。

（例）

受注先（名称）	年間受注額（見込み）
〇〇市役所	30,000千円
〇〇社	25,000千円
合計	55,000千円

- （3）公的機関の見積書と受注業者の見積書（公的機関で見積ができない場合は2社以上）を添付すること。
- （4）協議対象設備のパンフレット等（コピー可）を添付すること。

（参考）就労・訓練事業等整備加算及び大規模生産設備等整備加算の対象事業について

趣旨

- ①日中活動事業を行う事業所（生活介護及び就労支援を行う事業所に限る）において、生産設備及び職業訓練設備等の整備を行うことにより、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。
- ②障害者施設において、リハビリ設備等の整備を行うことにより、障害者の生活能力の維持・向上を図ること、並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

対象事業

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

- ①生産設備、職業訓練設備、職業補導設備等
- ②リハビリ設備、難聴幼児訓練設備、ALS等居室を整備する際の特殊介護設備、介護用リフト整備、特殊浴槽等

なお、このうち、当該設備等整備に係る事業費が1億円を超えるものについて、大規模生産設備等整備加算の対象とする。

様式第4号の補足説明

1 以下の欄には、記入を要しない。

- ①「特豪地」
- ②「5財源」のうち「予算措置の状況」
- ③「6障害福祉圏域の状況」のうち「障害保健福祉圏域名」、「人口」、「障害者数」
- ④「9都市部割増単価根拠」のうち「市町村の人口」、「1km²当たりの人口密度」
- ⑤「11協議全体に関する都道府県の意見等」

2 「1対象経費の実支出予定額」欄は、該当する項目に見積額を記入すること。

なお、見積書に対象外経費が含まれる場合、見積書に対象外経費欄を設けること。

3 「3国庫補助基準額」欄は、それぞれの区分・定員に応じた1事業当たりの国庫補助基準単価を記入すること。

4 「4国庫補助所要額」欄のうち「都道府県補助（予定）額」及び「国庫補助基本額」欄には、1の「対象経費の実支出予定額」に4分の3を乗じて得た金額（千円未満切り捨て）と3の「国庫補助基準額」とを比較して少ない方の額を記入し、「国庫補助所要額」の欄には、「国庫補助基本額」に3分の2を乗じて得た金額（千円未満切り捨て）を記入すること。

5 「5財源」欄のうち「県（市）補助金」欄には、4の「国庫補助所要額」欄の「都道府県補助（予定）額」から「国庫補助所要額」を差し引いた額を記入すること。

なお、機構借入は設置者負担金の80%が上限となる。

老朽民間社会福祉施設整備計画協議書

都道府県(市)名		優先順位		施設建設地				
事業計画			単年度		特豪地 年 月 指定			
事業(施設)種別				工事区分				
				・民老 ・民老(一般含む)				
施設名		設置主体		〔 〕				
現在定員	通所定員 人(現在員 人)		日中活動部門 人		着 工 年 月			
	入所定員 人(現在員 人)		施設入所・宿泊型部門 人		予 定 年 月			
	障害児施設()	入所定員 人	障害児施設()	入所定員 人	竣 工 年 月	予 定 年 月		
		通所定員 人		通所定員 人				
	短期入所(加算も記載) 人		短期入所(加算も記載) 人		発達障害者支援センター 有・無			
	小規模グループケア定員数 人		小規模グループケア定員数 人		相談支援 有・無			
	その他() 人		その他() 人		障害児相談支援 有・無			
					居宅介護 有・無			
				保育所等訪問支援 有・無				
1 対象経費の実支出予定額	構造	事業費	区 分		計			
			工事費(購入費含む)		円			
	造	費	工事事務費		円			
			小 計		円			
	建	内	解体撤去		円			
			仮設施設		円			
棟	訳	小 計		円				
		対象経費の実支出予定額		円				
2 割増加算等	割増単価の適用の有無	特別豪雪地域(5%)	都市部特例(5%)	その他	用地有効活用	高層化		
		有・無	有・無		有・無	有・無		
3 国庫補助基準額	平成二十六年単価	区 分		利用定員	補助基準額			
		本 体	本 体		人	円		
			施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)		人	円		
			就労・訓練事業等整備加算			円		
			大規模生産設備等整備加算			円		
			短期入所整備加算			円		
			発達障害者支援センター整備加算			円		
			相談支援、障害児相談支援整備加算			円		
			居宅介護、保育所等訪問支援整備加算			円		
		工 事	小 規 模 グ ル ー プ ケ ア 整 備 加 算			円		
			そ の 他 ()			円		
			小 計			円		
			そ の 他 工 事	解体撤去	入所・通所		円	
				仮設施設	入所・通所		円	
小 計				円				
合 計 (国庫補助基準額)			円					
4 国庫補助所要額	都道府県(市)補助(予定)額				円			
	国庫補助基本額				円			
	国庫補助所要額				円			
	うち民老分(面積按分にて算出)				円			
	うち一般分(面積按分にて算出)				円			

5 財 源	国庫補助金	県(市)補助金	設置者負担金						
			機構借入	寄付金	県(市)単独補助	地元市町村単独補助	その他()	計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
機構への償還者		1 理事長 2 理事等役員 3 県(市) 4 地元市町村 5 その他()							
寄付者	理事長	理事等役員			計	予措置状況(都道府県市)	算の当初算	補正予算月	
	千円	千円	千円	千円	千円				
6 障 害 福 祉 圏 域 の 状 況	障害保健福祉圏域名		人口		人		障害者数		
	現在の入(通)所施設定員数		人		現在の入(通)所施設利用者数		人		
	整備後の入(通)所施設定員数		人		現在の入(通)所待機者数		人		
7 整 備 内 容	他の施設との併設の状況	施設種別	補助金等の所管部局	協議状況	協議施設との設置形態		旧法施設種別(旧法施設から移行の場合)		
				既設・協議中 既設・協議中	合築・併設(別棟) 合築・併設(別棟)				
8 老 朽 改 築 整 備 内 容	1 民老のみ 2 一般整備併用 ア 老朽度4,500点超又は現存率70%超 イ その他	整備区分Ⅱ	1 全面とりこわし(年建築)	とりこわし部分の老朽度 整備区分Ⅲ	木造の場合		1木造 → 鉄骨・鉄筋 2木造 → ブロック 3ブロック → 鉄骨・鉄筋 4ブロック → ブロック 5鉄骨・鉄筋 → 鉄骨・鉄筋 6鉄骨・鉄筋 → ブロック 7木造 → 木造		
			2 一部残存 (年建築)		非木造・ブロック造の場合				
9	現在の面積	とりこわし部分面積			整備後(造 階建)				
	a	4,500点以下又は現存率70%以下	4,500点超又は現存率70%超	計(b+c)	残存分(a-d)	今回整備分			計(e+h)
		b	c	d		e	民老対象 f	一般対象 g	
m	m	m	m	m	m	m	m	m	
9 都 市 部 割 増 単 価 根 拠	市町村の人口(10月1日現在)		人		建設予定地の土地利用状況(該当する項目に○)				
	1km当たりの人口密度		人/km ²		ア.市街地 イ.田畑 ウ.山林 エ.その他()				
10 建 設 用 地	用地の種類	所有者	面積	用地所有者からの取得形態(取得状況)			手続状況		
			m ²	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与[年額 千円]・購入予定			契約済・確約書を入手		
			m ²	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与[年額 千円]・購入予定			契約済・確約書を入手		
立 地 条 件	(特に住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等)								
	地域住民への説明等の状況				地域住民の理解				
					排水路関係				
				進入路関係					
10 協 議 全 体 に 関 す る 都 道 府 県 (市) の 意 見 (緊 急 的 な 整 備 を 要 す る 理 由)	法人審査会の状況		1 既設法人[認可 年 月 日]						
	施設選定会議の状況		施設選定会議での審査終了年月日 年 月 日						
	※必ず記入すること。								
		県(市)担当者	課名		係名		電話	(内)	
			氏名						

(別紙-民老)

都道府県(市)名		法人名	事業(施設)種別	施設名			
単備 区分	事業区分(該当に○)	具体的事業内容					
	生活介護	人					
	自立訓練	人					
	就労移行支援	人					
	就労継続支援 (A型)	人					
	就労継続支援 (B型)	人					
単備 区分	整備内容の内訳		見積額	合見積額	必要とする理由		
			千円	千円			
	合 計						
就労・ 訓練 事業等 整備 加算 又は 大規 模生 産設 備等 整備 加算	生 産 事 業 の 内 容	生産科目	作業従事者数	作業従事職員数	受注先(名称)	年間受注額(見込み)	
			人	人		円	
		合 計					円

様式第6号（民老）の記載留意事項

- 1 本様式は、障害者施設整備（障害福祉課所管施設）について記載するものであること。
- 2 整備事業について、原則として1か年事業とする。
- 3 優先順位は、一般整備を含めた各都道府県市の整備計画における順位を記入すること。
- 4 設置主体名については、法人名を記入すること。（社会福祉法人にあつては、（ ）内に「福」と、医療法人にあつては、（ ）内に「医」と記入すること（その他の設置主体については適宜記入すること））
- 5 定員欄について
「短期入所（加算も記載）」の床数については、本体定員とは別掲とすること。
- 6 構造欄については、建造物に使用する素材を記入すること（鉄筋コンクリート、鉄骨、木造等）
- 7 特別豪雪地域単価及び都市部特例割増単価の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
（「特別豪雪地域」＝豪雪地帯特別措置法に基づく特別豪雪地域、「都市部特例」＝都市部特例割増制度）
- 8 用地有効活用制度及び高層化特例制度（仮称）の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。（割増加算は無し）
（「用地有効活用」＝既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度、「高層化」＝高層化特例制度（仮称））
- 9 対象経費の実支出額予定額欄の工事事務費については、本体工事の工事費の2.6%が上限であることを留意すること。
- 10 国庫補助基準額欄には、それぞれの区分毎に別途示している1事業当たり基準単価（加算を含む）を記入すること。
- 11 国庫補助基本額欄には、対象経費の実支出額予定額に交付要綱第2の4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、国庫補助基準額の合計と、都道府県（市）補助額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 12 国庫補助所要額欄について
 - （1）国庫補助基本額に国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。（千円未満に端数が生じる場合は、切り捨てにすること）
 - （2）一般整備との併用の場合、それぞれの所要額を面積按分により以下のように算出し、国庫補助所要額欄にそれぞれ記入すること。

＜国庫補助所要額（全体） － 民老整備に係る所要額（面積按分にて算出：千円未満切り捨て）
＝一般整備に係る所要額＞
- 13 財源欄の機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の（ ）内に記入すること。また、寄付者欄についても、例示以外の寄付者がいる場合は空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 14 障害福祉圏域の状況欄については、施設の所在地における障害保健福祉圏域における障害福祉サービスの需要見込み（人口、障害者数等を勘案）とサービスの提供体制（施設利用定員等を勘案）を比較するため記入するものである。当該整備が入所施設の場合には、圏域内の入所定員数等について、通所施設の場合には、圏域内の通所定員数等について、各欄にそれぞれ記入すること。

別紙－民老 の記載留意事項

1 「本体工事費」欄については、当該事業所において実施する日中活動の事業区分に○をし、それぞれの具体的な事業内容について記載すること（自由記述）。

(記載例)

・生活介護（定員〇〇名）

(1) 日常生活上の支援を提供

食事や排泄等が未自立な利用者に対し、介護を通して日常生活能力を高める。

(2) 生産活動、創作的活動の機会の提供

下請軽作業や手作りお菓子づくりを通して、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図る。

・就労移行支援（定員〇〇名）

(1) リサイクル事業を中心に地域の企業とも結びつきを強め、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。

(2) 給食設備を活用した地域への給食配食サービスを通し、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。

2 就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算がある場合については、「就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算」欄について、以下に留意の上、記入すること。

- (1) 整備内容の内訳には当該整備の具体的な名称（例：〇〇設備工事）を記入すること。
- (2) 当該整備が生産事業等に係るものである場合には、「生産事業の内容」欄に具体的な生産科目を記載し、当該生産事業における作業従事者数、作業従事職員数、受注先の名称及び年間受注額（見込み）を記載すること。

(例)

受注先（名称）	年間受注額（見込み）
〇〇市役所	30,000千円
〇〇社	25,000千円
合計	55,000千円

- (3) 公的機関の見積書と受注業者の見積書（公的機関で見積ができない場合は2社以上）を添付すること。
- (4) 協議対象設備のパンフレット等（コピー可）を添付すること。

(参考) 就労・訓練事業等整備加算及び大規模生産設備等整備加算の対象事業について

趣旨

①日中活動事業を行う事業所（生活介護及び就労支援を行う事業所に限る）において、生産設備及び職業訓練設備等の整備を行うことにより、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。

②障害者施設において、リハビリ設備等の整備を行うことにより、障害者の生活能力の維持・向上を図ること、並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

対象事業

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

①生産設備、職業訓練設備、職業補導設備等

②リハビリ設備、難聴幼児訓練設備、ALS等居室を整備する際の特殊介護設備、介護用リフト整備、特殊浴槽等 なお、このうち、当該設備等整備に係る事業費が1億円を超えるものについて、大規模生産設備等整備加算の対象とする。

様式第6号の補足説明

1 以下の欄には、記入を要しない。

- ①「特豪地」
- ②「5財源」のうち「予算措置の状況」
- ③「6障害福祉圏域の状況」のうち「障害保健福祉圏域名」、「人口」、「障害者数」
- ④「9都市部割増単価根拠」のうち「市町村の人口」、「1km²当たりの人口密度」
- ⑤「11協議全体に関する都道府県の意見等」

2 「1対象経費の実支出予定額」欄は、該当する項目に見積額を記入すること。

なお、見積書に対象外経費が含まれる場合、見積書に対象外経費欄を設けること。

3 「3国庫補助基準額」欄は、それぞれの区分・定員に応じた1事業当たりの国庫補助基準単価を記入すること。

4 「4国庫補助所要額」欄のうち「都道府県補助（予定）額」及び「国庫補助基本額」欄には、1の「対象経費の実支出予定額」に4分の3を乗じて得た金額（千円未満切り捨て）と3の「国庫補助基準額」とを比較して少ない方の額を記入し、「国庫補助所要額」の欄には、「国庫補助基本額」に3分の2を乗じて得た金額（千円未満切り捨て）を記入すること。

5 「5財源」欄のうち「県（市）補助金」欄には、4の「国庫補助所要額」欄の「都道府県補助（予定）額」から「国庫補助所要額」を差し引いた額を記入すること。

なお、機構借入は設置者負担金の80%が上限となる。

大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備計画協議書(全体計画分)

都道府県(市)名		優先順位		位		施設建設地		
事業計画		単年度						
事業(施設)種別				工事区分				
施設名		設置主体		〔 〕				
現在定員	通所定員 人(現在員 人)		日中活動部門 人		着工		年 月	
	入所定員 人(現在員 人)		施設入所・宿泊型部門 人		予定年月			
	共同生活援助 人(現在員 人)		共同生活援助(身体・知的・精神) 人		竣工		年 月	
	障害児施設() 入所定員 人		障害児施設() 入所定員 人		予定年月			
	通所定員 人		通所定員 人					
	短期入所(加算も記載) 人		短期入所(加算も記載) 人		その他		発達障害者支援センター 有・無	
	その他() 人		その他() 人		エレベーター等設置整備		有・無	
1 対象経費の実支出予定額				計				
工事費				円				
工事事務費(大規模修繕の場合に限る)				円				
合計				円				
2 国庫補助基準額と対象経費の実支出額の少ない方の額				円				
3 都道府県(市)補助(予定)額				円				
国庫補助				円				
所要額				円				
4 財源	国庫補助金		県(市)補助金		設置者負担金			計
	千円		千円		機構借入	寄付金	県(市)単独補助	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
機構の償還者		1 理事長 2 理事等役員 3 県(市) 4 地元市町村 5 他()						
寄附者		理事長 理事等役員		計		予算の措置状況(都道府県市)		
千円		千円		千円		当年初算・補正予算(月)		
5 協議全体に関する都道府県(市)の意見等 ※必ず記入すること。		法人審査会の状況		1 既設法人[認可 年 月 日]				
		施設選定会議の状況		施設選定会議での審査終了年月日 年 月 日				
		県(市)担当者		課名		係名		
		氏名				電話 (内)		

(別紙-大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備)

都道府県(市)名		法人名		事業(施設)種別		施設名	
事業区分(該当に○)		具体的事業内容					
共同生活援助	人						
	人						
	人						
	人						
	人						
	人						
事業区分	整備内容の内訳			見積額	合見積額	必要とする理由	
大規模修繕	修繕等	整備内容の内訳			千円	千円	
		合計					
大規模修繕	整備内容	整備内容の内訳			千円	千円	必要とする理由
		合計					
大規模修繕	生産設備近代化整備	生産科目	開始年月日	作業従事者数	作業従事職員数	受注先(名称)	年間受注額
		現在行っている		人	人		円
大規模修繕	生産設備近代化整備	新規に行う		人	人		円
大規模修繕	生産事業の経営状況	平成23年度	平成24年度	平成25年度	積立金の状況		
		事業収入	円	円	円	減価償却費積立金	無・有 [千円]
大規模修繕	生産事業の経営状況	1人当たり平均工賃月額	円	円	円	算出内訳	
		施 設 建 設 年度	経過年数	年	修繕金	千円	修繕引当金
大規模修繕	国庫・民間補助金により過去に行った修繕の状況(過去10年)	年度	工事内容			修繕費総事業費	国庫・民間補助
						千円	国・民
大規模修繕	スプリンクラー	スプリンクラーの設置が必要となる建物全体の床面積		基準額(基準単価 標準12,900円 都市部13,500円)		整備の必要性(消防法令上の義務の有無等)	
		m ²	m ²	m ²	円	=	円
大規模修繕	屋内消化栓設備	基準額及び算定式				整備の必要性(消防法令上の義務の有無等)	

様式第7号（大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備）の記載留意事項

- 1 本様式は、障害者施設整備（障害福祉課所管施設）について記載するものであること。
- 2 優先順位は、新規施設整備事業全体を通じて順位をつけること。
- 3 設置主体名については、法人名を記入すること。（社会福祉法人にあつては、（ ）内に「福」と、医療法人にあつては、（ ）内に「医」と記入すること（その他の設置主体については適宜記入すること））
- 4 定員欄について、共同生活援助の定員については、入居者の障害種別について、該当するものに○印をつけること。
- 5 対象経費の実支出予定額欄の工事事務費（大規模修繕に限る）については、工事費の2.6%が上限であることに留意すること。
- 6 「国庫補助基準額と対象経費の実支出額の少ない方の額×県補助率」欄の県補助率は、交付要綱第2の4の表の⑥欄に定める県補助率により計算してください。
- 7 財源欄の機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の（ ）内に記入すること。また、寄付者欄についても、例示以外の寄付者がいる場合は空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 8 都道府県（市）の意見等欄には、下記事項等について、簡潔に記入すること。
 - （1）優先順位の考え方
 - （2）整備の緊急性
 - （3）その他特殊事情
- 9 添付資料について
 - （1）現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。（共通別紙1～3）
 - （2）法人調書（共通別紙6）及び法人審査結果報告書（共通別紙8）を添付すること。
 - （3）整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書（共通別紙7）を添付すること。
 - （4）その他参考となる資料等を添付すること。

別紙一 大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備 の記載留意事項

○大規模修繕関係

- (1) (2) 以外の大規模修繕を行う場合には「修繕等」欄に具体的整備内容、見積額（合見積額）、必要とする理由を記載すること。
- (2) 生産事業設備近代化整備を行う場合には「生産事業設備近代化整備」欄に具体的整備内容、必要とする理由、生産事業等の内容及び生産事業の経営状況（過去3カ年）を記載すること。
- (3) 上記いずれの場合にも「国庫・民間補助金により過去に行った修繕の状況」欄について、記載すること（該当が無ければ「該当無し」と記載すること）
- (4) 公的機関の見積書と受注業者の見積書（公的機関で見積ができない場合は2社以上）を添付すること。
- (5) 協議対象設備のパンフレット等（コピー可）を添付すること。

(参考) 生産設備近代化整備の対象事業について

趣旨

日中活動事業を行う既設の事業所（生活介護及び就労支援を行う事業所に限る）において、社会経済情勢の変動や利用者の障害の重度化等の要因により生産事業の継続に支障を来し、事業収益や支払工賃の減少を余儀なくされている事業所の事業種目の転換等に必要な機械設備の整備に要する費用を補助することにより、施設経営及び工賃の安定を確保し、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。

対象事業

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

- ① 経済情勢の変動等による受注量の減少等に対応し、事業種目の転換を図るために必要な機械設備の整備
- ② 技術革新等に伴い陳腐化した既存設備の更新
- ③ 利用者の障害の重度化等に対応した事業種目の転換又は、機械設備の整備

○スプリンクラー設備等整備関係

- (1) 基準額欄については、「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」（平成17年10月5日付け社援発第1005007号）に基づき、算定すること。
- (2) 整備の必要性欄については、消防法令上の義務の有無について、建物の床面積や入所者の障害程度の状況等を踏まえ記載すること。
なお、平成21年4月の消防法施行令改正の施行に伴う既存施設のスプリンクラー整備については、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を活用すること。

様式第7号の補足説明

- 1 以下の欄には、記入を要しない。
 - ①「4 財源」のうち「予算措置の状況」
 - ②「5 協議全体に関する都道府県の意見等」

- 2 「1 対象経費の実支出予定額」欄は、該当する項目に見積額を記入すること。
なお、見積書に対象外経費が含まれる場合、見積書に対象外経費欄を設けること。

- 3 「3 国庫補助所要額」欄のうち「都道府県補助（予定）額」及び「国庫補助基本額」欄には、1の「対象経費の実支出予定額」に4分の3を乗じて得た金額（千円未満切り捨て）と3の「国庫補助基準額」とを比較して少ない方の額を記入し、「国庫補助所要額」の欄には、「国庫補助基本額」に3分の2を乗じて得た金額（千円未満切り捨て）を記入すること。

- 4 「4 財源」欄のうち「県（市）補助金」欄には、3の「国庫補助所要額」欄の「都道府県補助（予定）額」から「国庫補助所要額」を差し引いた額を記入すること。
なお、機構借入は設置者負担金の80%が上限となる。

避難スペース整備計画協議書

都道府県(市)名		優先順位		施設建設地	
事業計画			単年度		特豪地 年 月 指定
事業(施設)種別				工事区分 避難スペース整備	
施設名			設置主体 ()		
現在定員	通所定員 人(現在員 人)		日中活動部門 人		着工 予定年月
	障害児施設() 通所定員 人		障害児施設() 通所定員 人		
	短期入所 人		短期入所(加算のみ記載) 人		予定年月
	その他() 人		その他() 人		
1 対象経費の実支出予定額	棟	構造 造 建 棟	事業費 内 事	区分 計	
				工事費(購入費含む) 円	
				工事事務費 円	
				対象経費の実支出予定額 円	
2		割増単価の適用の有無	特別豪雪地域(5%) 有・無	都市部特例(5%) 有・無	その他 高層化 有・無
3		区分	利用定員	補助基準額	
国庫補助基準	平成二十六年単価	本 体 人		円	
		そ の 他 ()		円	
		合 計 (国庫補助基準額)		円	
4		都道府県(市)補助(予定)額		円	
国庫補助		国庫補助基本額		円	
所要額		国庫補助所要額		円	

(注)避難スペースのみの整備である場合太枠部分については未記入で差し支えないこと。

5 財 源	国庫補助金	県(市)補助金	設置者負担金					
			機構借入	寄付金	県(市)単独補助	地元市町村単独補助	その他()	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	機構への償還者 1 理事長 2 理事等役員 3 県(市) 4 地元市町村 5 その他()							
寄附者	理事長	理事等役員			計	予算措置の状況(都道府県市)	当初算 補正予算 (月)	
	千円	千円	千円	千円	千円			
6	障害福祉圏域の状況	障害保健福祉圏域名	人口	人	障害者数	人		
		現在の入(通)所施設定員数	人	現在の入(通)所施設利用者数	人			
		整備後の入(通)所施設定員数	人	現在の入(通)所待機者数	人			
7	整備内容	他の施設との併設の状況	施設種別	補助金等の所管部局	協議状況	協議施設との設置形態	旧法施設種別(旧法施設から移行の場合)	
					既設・協議中	合築・併設(別棟)		
					既設・協議中	合築・併設(別棟)		
8	都市部割増単価根拠	市町村の人口(10月1日現在)	人	建設予定地の土地利用状況(該当する項目に○)				
		1km ² 当たりの人口密度	人/km ²	ア.市街地 イ.田畑 ウ.山林 エ.その他()				
9	用地の種類	所有者	面積	用地所有者からの取得形態(取得状況)	手続状況			
建設用地			m ²	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与[年額 千円]・購入予定	契約済・確約書を入手			
			m ²	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与[年額 千円]・購入予定	契約済・確約書を入手			
	立地条件	(特に住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等)						
	地域住民への説明等の状況				地域住民の理解			
					排水路関係			
					進入路関係			
10	協議全体に関する都道府県(市)の意見(緊急的な整備を要する理由)	法人審査会の状況	1 既設法人[認可年月日]					
		施設選定会議の状況	施設選定会議での審査終了年月日 年 月 日					
	※必ず記入すること。	県(市)担当者	課名		係名			
			氏名		電話		(内)	

(注)避難スペースのみの整備である場合太枠部分については未記入で差し支えないこと。

(別紙-避難スペース整備)

都道府県(市)名		法人名	事業(施設)種別	施設名	
単備区分	事業区分(該当に○)	具体的事業内容			
	生活介護	人			
	自立訓練	人			
	就労移行支援	人			
	就労継続支援(A型)	人			
	就労継続支援(B型)	人			
単備区分	整備内容の内訳	見積額	合見積額	必要とする理由	
就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算		千円	千円		
	合 計				
生産事業の内容	生産科目	作業従事者数	作業従事職員数	受注先(名称)	年間受注額(見込み)
		人	人		円
	合 計				円

(注) 避難スペースのみの整備である場合当該様式は未記入で差し支えないこと。

様式第8号の記載留意事項

- 1 本様式は、避難スペース整備（障害福祉課所管施設）について記載するものであること。
- 2 整備事業について、原則として1か年事業とする。
- 3 設置主体名については、法人名を記入すること。（社会福祉法人にあっては、（ ）内に「福」と、医療法人にあっては、（ ）内に「医」と記入すること（その他の設置主体については適宜記入すること））
- 4 構造欄については、建造物に使用する素材を記入すること（鉄筋コンクリート、鉄骨、木造等）
- 5 特別豪雪地域単価及び都市部特例割増単価の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。（※防災拠点スペースのみの整備の場合には未記入で構わない。）
（「特別豪雪地域」＝豪雪地帯特別措置法に基づく特別豪雪地域、「都市部特例」＝都市部特例割増制度）
- 6 高層化特例制度の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。（割増加算は無し）
（「高層化」＝高層化特例制度）
- 7 対象経費の実支出額予定額欄の工事事務費については、本体工事の工事費の2.6%が上限であることに留意すること。
- 8 国庫補助基準額欄には、それぞれの区分毎に別途示している1事業当たり基準単価（加算を含む）を記入すること。
- 9 国庫補助基本額欄には、対象経費の実支出額予定額に交付要綱第2の4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、国庫補助基準額の合計と、都道府県（市）補助額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 10 国庫補助所要額には、国庫補助基本額に国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。
（千円未満に端数が生じる場合は、切り捨てにすること）
- 11 財源欄の機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の（ ）内に記入すること。また、寄付者欄についても、例示以外の寄付者がいる場合は空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 12 障害福祉圏域の状況欄については、施設の所在地における障害保健福祉圏域における障害福祉サービスの需要見込み（人口、障害者数等を勘案）とサービスの提供体制（施設利用定員等を勘案）を比較するため記入するものである。当該整備が入所施設の場合には、圏域内の入所定員数等について、通所施設の場合には、圏域内の通所定員数等について、各欄にそれぞれ記入すること。（※避難スペースのみの整備の場合には未記入で構わない。）
- 13 他の施設との併設状況欄については、老人福祉（保健）施設、障害者施設、児童福祉施設、保健衛生施設、県（市）単独整備施設等について記入すること。（※避難スペースのみの整備の場合には未記入で構わない。）
 - （1）施設種別については、特別養護老人ホーム、保育所等の施設種別を記入すること。（記入の際、特別養護老人ホームを「特養」と記入するなど適宜省略して記入することは差し支えない）
 - （2）補助金等の所管部局等欄については、該当する部局名を記入すること。
 - （3）既設・協議中欄は、該当する方を○で囲むこと。（協議中とは、施設整備について担当省庁、所管部局と協議中であることをいう。）
 - （4）協議施設との設置形態は、該当するものを○で囲むこと。
- 14 建設用地欄について
 - （1）用地の種類欄については宅地、農地等を記入すること。
 - （2）用地の所有者欄については、施設（法人）との関係がわかるように、下記の例を参考に記入

すること。

(例) 「当法人の理事長」、「当法人の理事」、「当施設の職員(職名)」、「当法人所有」、「〇〇市」、「〇〇町」、「〇〇会社(〇〇業)社長(当法人理事の甥)」、「個人所有(関係無)」等

- (3) 用地の取得形態欄、手続き状況欄については、該当するものを○で囲むこと。
- (4) 地域住民の理解、排水路関係、進入路関係欄には「問題無し」「調整中」等と記入すること。
- (5) 立地条件欄には、住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等を記載すること(特に、地域での普通の生活を目的とする共同生活介護、共同生活援助については、既存施設の敷地内ではなく、地域との交流が図られる立地となっていることについて記載すること)

1 5 都道府県(市)の意見等欄には、下記事項等について、簡潔に記入すること。

- (1) 優先順位の考え方
- (2) 整備の緊急性
- (3) 入所施設の整備にあたっては、当該整備の必要性とともに、当該地方自治体の区域内の将来の定員数の見通し及び減少計画(内容を別に添付すること)
- (4) その他特殊事情

1 6 添付資料について

- (1) 現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。(共通別紙1~3)
- (2) 社会福祉法人等調書(共通別紙6)及び法人審査結果報告書(共通別紙8)を添付すること。
- (3) 整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書(共通別紙7)を添付すること。なお、新たに施設を創設する場合、既存施設を移転して改築等する場合は、施設の必要性の調査など実態把握に基づく整備の必要性等を記載した施設整備予定地の市町村長の意見書を添付すること。
- (4) その他参考となる資料等を添付すること。

別紙一障害者（児）施設 の記載留意事項

1 「本体工事費」欄については、当該事業所において実施する事業区分に○をし、それぞれの具体的な事業内容等について記載すること（自由記述）。

（記載例）

- ・生活介護（定員〇〇名）
 - （1）日常生活上の支援を提供
食事や排泄等が未自立な利用者に対し、介護を通して日常生活能力を高める。
 - （2）生産活動、創作的活動の機会の提供
下請軽作業や手作りお菓子づくりを通して、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図る。
- ・就労移行支援（定員〇〇名）
 - （1）リサイクル事業を中心に地域の企業とも結びつきを強め、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。
 - （2）給食設備を活用した地域への給食配食サービスを通し、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。
- ・共同生活援助（定員〇名）
 - （1）〇〇圏域における入所定員の減に応じて、〇人分の地域移行の受け皿として、夜間において相談や日常生活上の援助を行う。利用者は、日中は主に近隣の〇〇において、〇〇の活動を行う予定である。

2 就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算がある場合については、「就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算」欄について、以下に留意の上、記入すること。

- （1）整備内容の内訳には当該整備の具体的な名称（例：〇〇設備工事）を記入すること。
- （2）当該整備が生産事業等に係るものである場合には、「生産事業の内容」欄に具体的な生産科目を記載し、当該生産事業における作業従事者数、作業従事職員数、受注先の名称及び年間受注額（見込み）を記載すること。

（例）

受注先（名称）	年間受注額（見込み）
〇〇市役所	30,000千円
〇〇社	25,000千円
合計	55,000千円

- （3）公的機関の見積書と受注業者の見積書（公的機関で見積ができない場合は2社以上）を添付すること。
- （4）協議対象設備のパンフレット等（コピー可）を添付すること。

（参考）就労・訓練事業等整備加算及び大規模生産設備等整備加算の対象事業について

趣旨

- ①日中活動事業を行う事業所（生活介護及び就労支援を行う事業所に限る）において、生産設備及び職業訓練設備等の整備を行うことにより、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。
- ②障害者施設において、リハビリ設備等の整備を行うことにより、障害者の生活能力の維持・向上を図ること、並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

対象事業

- 上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。
- ①生産設備、職業訓練設備、職業補導設備等
 - ②リハビリ設備、難聴幼児訓練設備、ALS等居室を整備する際の特殊介護設備、介護用リフト整備、特殊浴槽等 なお、このうち、当該設備等整備に係る事業費が1億円を超えるものについて、大規模生産設備等整備加算の対象とする。

（注）防災拠点スペースのみの整備である場合には未記入で差し支えない。

様式第 8 号の補足説明

1 以下の欄には、記入を要しない。

- ①「特豪地」
- ②「5 財源」のうち「予算措置の状況」
- ③「6 障害福祉圏域の状況」のうち「障害保健福祉圏域名」、「人口」、「障害者数」
- ④「8 都市部割増単価根拠」のうち「市町村の人口」、「1 km²当たりの人口密度」
- ②「10 協議全体に関する都道府県の意見等」

2 「1 対象経費の実支出予定額」欄は、該当する項目に見積額を記入すること。

なお、見積書に対象外経費が含まれる場合、見積書に対象外経費欄を設けること。

3 「4 国庫補助所要額」欄のうち「都道府県補助（予定）額」及び「国庫補助基本額」欄には、1 の「対象経費の実支出予定額」に 4 分の 3 を乗じて得た金額（千円未満切り捨て）と 3 の「国庫補助基準額」とを比較して少ない方の額を記入し、「国庫補助所要額」の欄には、「国庫補助基本額」に 3 分の 2 を乗じて得た金額（千円未満切り捨て）を記入すること。

4 「5 財源」欄のうち「県（市）補助金」欄には、4 の「国庫補助所要額」欄の「都道府県補助（予定）額」から「国庫補助所要額」を差し引いた額を記入すること。

なお、機構借入は設置者負担金の 80% が上限となる。

解体撤去工事費・仮施設整備工事費協議書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

2 対象経費

- (1) 総事業費

区 分	金 額
解体撤去工事費	円
仮施設整備工事費	
計	

- (2) 国庫補助所要額

区分	1人当たり基準単価	算定基準による算定額	国庫補助額
解体撤去工事費	円	円	円
仮施設整備工事費			
計			

3 施設整備費に係る事業計画

- (1) 施設の規模及び構造

ア 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 延面積_____m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

（注）既存施設の解体撤去工事がかかるもの（平面図等）を添付すること。

イ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 延面積_____m²

(イ) 建物の構造 (_____造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 施工計画

ア 本体工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 竣工年月日

イ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完了年月日

ウ 仮設施設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮設施設の使用期間

平成 年度 就労・訓練事業等整備加算に係る整備協議書

市町村名		設置主体名	
施設名		施設種別	
整備内容	品目	対象経費の実支出予定額 (単位:円)	整備状況
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
			1 施設と一体的 2 施設に固定 3 施設設計に影響 4 その他()
	合計		

- (記入上の注意)
- 「整備内容の品目欄」は、大型冷蔵庫、大型洗濯機等の具体的な品目を記入すること。
 - 「整備内容の整備状況欄」は、1から4の該当するものに○をすること。

(添付資料)
○ 見積書

施設の配置図及び施設の経歴

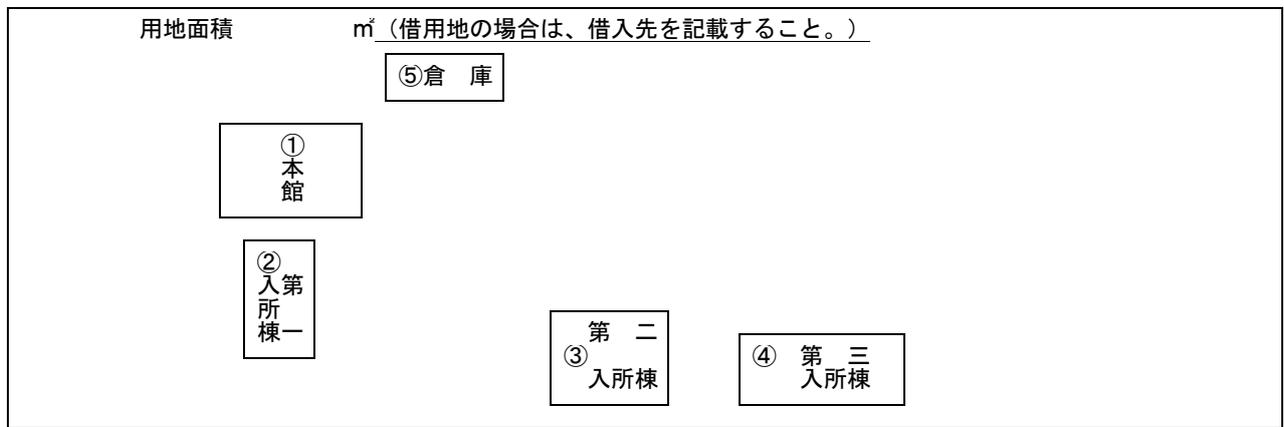
都道府県市名 _____

法人名 _____

施設名 _____

(A) 沿革 (施設の発足から今日に至るまでを簡単(簡条書)に記載すること。)

(B) 配置図



(注) 整備後の施設配置についても朱書で記入すること。

(C) 施設の経歴

入所(利用)定員 _____ 名

整理番号	建物の名称	構造	所有の状況	延面積	補助の状況			説明
					補助金名	年度	金額	
1	本館	鉄筋二階	自己所有	m ² 1,500	国庫補助金	昭48	千円 5,000	昭和48年改築
2	第1入所棟	木造平屋	自己所有	180	国庫補助金	52	1,200	昭和42年新築 昭和52年改築 (月 日現在入所 名)
3	第2入所棟	木造平屋	借家 (借入先)	219	—	—	—	昭和42年新築 (月 日現在入所 名)
4	第3入所棟	木造平屋	自己所有	180	日自振補助金	48	1,000	昭和48年新築 (月 日現在入所 名)
5	倉庫	木造平屋	自己所有	50	—	40	2,000	昭和40年新築
~~~~~								
	合計							

(注) 1 配置図及び経歴は、記載例のとおり詳細確実に記入すること。

2 今回協議部分は朱書し、一見して他と判別できるようにすること。

(D) 用地の状況 (地すべり防止区域等危険区域内である場合は、その名称、指定年月日及び防災措置の状況を記入すること。)

## 工事実施前の施設の平面図

都道府県市名 _____

法人名 _____

施設名 _____

建物の名称			階建	階部分								
物置 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)	押入 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)	押入 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (9.9㎡)	倉庫 (5.0㎡)	便所 (5.0㎡)	○ ○ ○ ○			
		押入 (1.7㎡)			押入 (1.7㎡)		洗面所 (10.0㎡) ○ ○ ○ ○ ○					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">テラス (23.1㎡)</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table>											テラス (23.1㎡)	
	テラス (23.1㎡)											
廊下 (59.4㎡)												
1 構造			造	階建								
2 延面積				㎡								
3 建築(移築)年月日			年	月	日							
(経過年数)			(	)年								
4 国庫補助をうけた額			年度	円								
5 入所人員					名							
6 その他の参考事項												

- (注) 1 各室の名称、面積を必ず記入すること。また、居室については、1室当たり人員を記入すること。
- 2 建物の構造、建築(移築)年月日(経過年数)及び国庫補助を受けた年度と額を必ず記入すること。
- 3 その他参考事項欄には、古材を使用した建物である場合等においてその内容を記入すること。
- 4 必要に応じ現状を示す写真を添付すること。
- 5 施設の新設については作成を要しないこと。

## 整備工事実施後の施設の平面図

都道府縣市名 _____

法人名 _____

施設名 _____

建物の名称		階建	階部分
-------	--	----	-----

物置 (3.3㎡)	押入 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)	押入 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)	押入 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)
便所 (5.0㎡)	洗面所 (5.0㎡)	押入 (1.7㎡)	押入 (1.7㎡)	押入 (1.7㎡)	押入 (1.7㎡)	押入 (1.7㎡)

テラス (23.1㎡)
-------------

廊下 (59.4㎡)

<p>1 構造</p> <p>2 延面積</p> <p>3 着工予定年月日</p> <p>4 竣工予定年月日</p> <p>5 入所人員</p> <p>6 その他参考事項</p>	<p>造 階建</p> <p>㎡</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>名 [○人部屋○○室] ○人部屋○○室</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------

(記入上の注意事項)

- 1 各室の名称、面積を必ず記入すること。また、居室については、1室当たり人員を記入すること。
- 2 他の社会福祉施設等（他省庁所管施設等を含む。）との合築の場合には、全体の平面図を必ず添付し、各々設備の帰属を施設ごとに区分すること。

(添付資料)

- 1 工事関係資料（工程表、設計図、部屋別面積表）
- 2 用地関係資料
  - ・取得の場合（贈与契約書又は売買契約書、所有権移転確約書、不動産登記簿謄本）
  - ・貸与を受ける場合（地方公共団体の無償貸与契約書、土地賃貸借契約書、地上権設定契約書、不動産登記簿謄本）
- 3 その他参考となる資料があれば添付すること。

# 木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県(市)名 _____

(法人名) 施設名		建物名																																		
老朽度										調査員 職名 _____ 氏名 _____ □																										
A点×B点×C点(係数) = _____ 点																																				
A 構造 耐力	区分	a	点	b	点	c	点	d	点		点																									
	① 基礎	布コンクリート造	15	布石積造、布レンカ造	10	部石造、部レンカ造、部コンクリート造	5	掘立柱木杭基礎			0																									
	② 土台	15.2cm角以上	15	12.1cm角以上 15.2cm角未満	10	12.1cm角未満	5	土台なし			0																									
	(3) 一階以上の階を有する 場合の一階の柱 並列の場合の柱	15.2cm 又は13.6cm 角以上 [角以上2本]	20	13.6cm 又は12.1cm 角以上 [角以上2本]	15	12.1cm角以上	10	12.1cm角未満	0																											
		13.6cm 又は12.1cm 角以上 [角以上2本]		12.1cm 又は10.6cm 角以上 [角以上2本]		10.6cm角以上																														
④ 根継	ア 大部分(半数以上)柱を根継ぎしたことがある。 イ 小部分(半数未満)の柱を根継ぎしたことがある。 ウ 根継ぎした柱はない。					本のうち 本のうち	本 本	(乗率0.8) (乗率0.9) (乗率1.0)																												
※評点 上記①～③の計 ( ) 点 × $\begin{bmatrix} 0.8 \\ 0.9 \\ 1.0 \end{bmatrix}$ + 50点 = ( ) 点																																				
B 保 存 傾 斜 度	区分	a	点	b	点	c	点	d	点		点																									
	① 経過年数	5年未満	5	5年以上18年未満	3	18年以上30年未満	2	30年以上			0																									
	② 基礎の腐り	ほとんど腐っていない	6	少し腐っている	4	腐れがひどい (見てもわかる程度)	1	ほとんど腐っている			0																									
	腐 朽 度	③ 外壁の土台	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている			0																								
		④ 外壁の柱	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている			0																								
⑤ 梁(はり)	ほとんど腐っていない	5	少し腐っている	3	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている			0																										
傾 斜 度	⑥ 柱	梁行 ア (はりゆき)	1cm未満	20	1cm以上2cm未満	15	2cm以上3cm未満	10	3cm以上	0																										
		桁行 イ (けたゆき)	180cm	20	180cm	15	180cm	10	180cm	0																										
	⑦ 横 架 材	梁行 ウ (はりゆき)	1cm未満	15	1cm以上2cm未満	10	2cm以上3cm未満	5	3cm以上	0																										
		桁行 エ (けたゆき)	180cm	15	180cm	10	180cm	5	180cm	0																										
	※評点 上記の計 ( ) 点																																			
	C 外 力 条 件	a 海岸からの距離	b 積雪			c 地盤																														
① 海岸から8Kmをこえる		① 毎年少ない(0~20cm未満)			① 普通																															
② 海岸から4Kmをこえる8Km以内		② 毎年かなりつもる(20~100cm未満)			② やや軟弱																															
③ 海岸から4Km以内		③ 毎年ひどくつもる(100cm以上)			③ 軟弱																															
※評点(外力条件分類番号abc)下記(附表)より																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td>係数</td> <td>1.00</td> <td>0.98</td> <td>0.96</td> <td>0.94</td> <td>0.92</td> <td>0.90</td> <td>0.88</td> <td>0.86</td> <td>0.84</td> <td>0.82</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td>外力条件 分類番号</td> <td>①①①</td> <td>②①①</td> <td>①①② ①②① ③①①</td> <td>②①② ②②①</td> <td>①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①</td> <td>②①③ ②②② ②③①</td> <td>①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①</td> <td>②②③ ②③②</td> <td>①③③ ③②③ ③③②</td> <td>②③③</td> <td>③③③</td> <td></td> </tr> </table>												係数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80	外力条件 分類番号	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③	
係数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80																									
外力条件 分類番号	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③																									

(注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと(棟別)に作成すること。  
 2 A及びB欄の記入は、各区分ごとに該当点数を○で囲み、それぞれの評点を所定欄に記入すること。  
 3 C欄は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合わせにより附表から係数を求めて記入すること。  
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。  
 4 傾斜度の測定法は、次によることとする。  
 (1) 柱の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい柱の床上180cmの長さについて垂直線を基準にして測定すること。  
 (2) 横架材の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい梁と桁のそれぞれ180cmの長さについて水平線を基準にして測定すること。

### 非木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県市名 _____

(法人名) ／施設名		現存率 ①×100 %		評点	老朽度	建築物の名称	調査員 職名 氏名 □			
区分	種別	P	種別	N	各部相対率		再建設指数 P×N	相対指数相対係数 R=P×N/0.4	相対指数 K×D	相対率 Σ(K×R) / Σ(R)
					内容	率				
構造		140	鉄骨・鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート ブロック造 鉄骨造 れんが造、石造	1.5 1.0 0.7 0.9 1.2						
主要部の 仕上	屋根	10	・アスファルト防水、コンクリート押え丸外塗 ・アスファルト露出防水 ・モルタル防水 ・石綿スレート、かわら、銅板	1.7 1.0 0.5 0.4						
	外壁	25	・タイル（小口） ・モザイクタイル ・コンクリート打放し ・モルタル、リシン吹付	1.4 1.0 1.0 0.6						
	内壁	20	・モルタル ・プラスター ・木製	1.0 0.8 0.7						
	天井	20	・吸音テックス ・ボード ・プラスター ・木製	1.1 1.0 0.8 0.7						
	床	20	・リノリウム ・プラスチックタイル ・アスファルトタイル（暗） ・モルタル ・木製	1.3 1.1 1.0 0.8 0.7						
	外部建具	35	・アルミサッシ（オーダー） ・アルミサッシ（既成） ・スチールサッシ ・木製	1.2 1.0 0.9 0.7						
	内部建具	10	・木製	1.0						
	小計									
設 備	電灯設備等	20	・蛍光灯（300LX程度以上） ・蛍光灯（300LX程度以下） ・白熱灯	1.0 0.8 0.4						
	電線類その他	15	・ビニール被覆線 ・ゴム被覆線	1.0 0.9						
	給排水その他	20	・水洗便所 ・くみ取便所	1.0 0.4						
	暖 房	40	・空気調和 ・温風（ボイラー方式） ・温風（熱風炉式） ・その他	1.9 1.3 1.0 1.0						
	小計									
外力条件	25	別表による係数								
合計										①

各部現存率（K）

---

共通別紙 4-2

各部現存率Kの値	(構造) 内容	
	1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小 2 中小亀裂、鋼材発錆（鉄骨造）、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆んどないもの 3 損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの 4 不同枕下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの 5 構造上損耗著しく建替えを必要とするもの	1.0, 0.9 0.9, 0.8, 0.7 0.7, 0.6, 0.5 0.5, 0.4, 0.3 0.3, 0.2, 0.1
	(仕上、設備) 内容	
	1 損耗なし、又は損耗の程度僅小 2 汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの 3 損耗が進み、部分的補修を必要とするもの 4 相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの 5 損耗の程度著しく全面建替えを要するもの	1.0, 0.9 0.9, 0.8, 0.7 0.7, 0.6, 0.5 0.5, 0.4, 0.3 0.3, 0.2, 0.1

外力条件 (N)

a 海岸からの距離	b 積雪	c 地 盤																																	
①海岸からの距離が8 kmをこえる ②海岸から4 kmをこえる8 km以内 ③海岸から4 km以内	①毎年少ない(0~20 cm未満) ②毎年かなりつもる(20~100 cm未満) ③毎年ひどくつもる(100 cm以上)	①普通 ②やや軟弱 ③軟弱																																	
※率(外力条件分類番号abc)下記(付表)により																																			
(付表)	<table border="1"> <tr> <td>率</td> <td>1.00</td> <td>0.98</td> <td>0.96</td> <td>0.94</td> <td>0.92</td> <td>0.90</td> <td>0.88</td> <td>0.86</td> <td>0.84</td> <td>0.82</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td>外力条件 分類番号</td> <td>①①①</td> <td>②①①</td> <td>①①② ①②① ③①①</td> <td>②①② ②②①</td> <td>①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①</td> <td>②①③ ②②② ②③①</td> <td>①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①</td> <td>②②③ ②③②</td> <td>①③③ ③②③ ③③②</td> <td>②③③</td> <td>③③③</td> </tr> </table>											率	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80	外力条件 分類番号	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③
率	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80																								
外力条件 分類番号	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③ ③③②	②③③	③③③																								

現存率に基づく評点、老朽度

現存率	評点	老朽度	定義
50%以下	100点以上	特A	特に緊急を要する
60 "	90 "	A	緊急を要する
70 "	80 "	B	至急実施すべきである
-	70 "	C	できるだけ早く実施した方がよい
-	60 "	D	必要は認めるが急がなくてよい
-	50 "	E	必要ない

- (注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと(棟別)に作成すること。  
 2 各区分ごとの種類欄(N)は、該当するか所を○で囲むこと。  
 3 各部現存率欄(K)は、上の表より該当する内容項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること(老朽度が大きいものほど係数は小さい。)。また、老朽の具体的な状況を記入すること。  
 4 外力条件は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合わせにより付表から係数を種類欄(N)及び各部現存率欄(K)記入すること。  
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。

独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調

都道府県（市）名 _____  
 （法人名 _____）  
 施設名 _____

事業計画	区分	事業量	単価（㎡当り）	事業費総額	機構からの借入金
	施設整備	㎡	円	円	円
	その他				
	計				

資金計画	○機構借入金 _____ 千円	【贈与金内訳】
		（贈与者） （法人との関係） （金額）
	○国庫補助金 _____ 千円	_____ 千円
	○都道府県・指定都市・中核市補助金 _____ 千円	_____ 千円
		_____ 千円
	○都道府県・指定都市・中核市上積補助金 _____ 千円	_____ 千円
	○市町村補助金 _____ 千円	※贈与者…個人、後援会及び企業等
	○贈与金 _____ 千円	【自己資金内訳】
	○共募配分金 _____ 千円	（提供者） （法人との関係） （金額）
	○自己資金 _____ 千円	_____ 千円
○その他（ ） _____ 千円	_____ 千円	
○その他（ ） _____ 千円	_____ 千円	
○その他（ ） _____ 千円	_____ 千円	
計（総事業費） _____ 千円	※提供者…個人、後援会及び企業等	

償還計画	年償還 初年度償還額 _____ 円（別途年次償還計画表を作成すること。）
------	---------------------------------------

担保	区分	面積	評価額	残債額	所有者	
	土地	敷地	㎡	千円	千円	法人・第三者（ ）
	土地	その他	㎡	千円	千円	法人・第三者（ ）
	建物	㎡	千円	千円	法人・第三者（ ）	
借入限度額		（評価額 _____ 千円－残債額 _____ 千円）×70%＝ _____ 千円				

□保証人の免除制度（オンコスト方式）を利用								
保 証 人	□個人保証	氏 名	年 齢	職 業	法人との関係	年 収	正味資産	

(注) 資金計画欄の金額について、2か年事業の場合はその全体額を記入すること。

(添付資料)

- 1 別紙「借入金償還計画等一覧表」、又は、独立行政法人福祉医療機構への借入申込書の添付書類「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」の写し。（共通別紙6「社会福祉法人調書」に添付した場合は省略可）
- 2 償還財源確認書類（贈与契約書、贈与予定者の前年の課税証明書（預貯金を償還財源とする場合は残高証明書を添付）、印鑑登録証明書）。
- 3 その他参考となる資料があれば、添付すること。

## 借 入 金 償 還 計 画 等 一 覧 表

借 入 先				施 設 名	法 人 名	区 分 1. 既 借 入 分 2. 新 規 借 入 分								
返 済 回 数	返 済 年 度	元 金	利 息	合 計	償 還 財 源 内 訳									
					氏 名	職 業	年 齢	前 年 課 税 所 得	法 人 と の 関 係					
					.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	
					.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	
					.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	
1	平成													
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
合 計														

(注) 1. 既設法人で既借入金があり、今回の施設整備で新たに借入予定がある場合は、既借入金と新規借入金は別葉とすること。なお、既借入金は未償還額について記入すること。  
 2. 県・市等の利子補給等がある場合は、償還財源内訳欄に記入すること。

## 「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調」留意事項（主な融資チェックポイント）

### 「資金計画」について

- 1 贈与金・寄付金が確実に充当されるかどうか。  
（例）・一個人及び一法人で多額（10,000千円以上）の贈与等を行う場合  
・土地を売却して贈与金等に当てる場合  
・後援会等による贈与等の場合（強制寄付になっていないか）
- 2 創設法人の場合、法人認可後1週間以内に贈与されることとなっているか。

### 「償還財源」について

- 1 償還贈与者の負担額が、生活に無理のない範囲であること。（課税所得の1/4以内を目安）
- 2 償還者が既往借入の償還も兼ねている場合、それを含めて返済可能かどうか。
- 3 償還贈与者に原則として理事長が入っていること。
- 4 償還贈与者の承継者が確実なこと。承継者は、原則として60才未満であること。
- 5 協力法人が償還にあたる場合、財務内容（過去2年間）に問題はないか。  
（欠損が生じていないか。）
- 6 後援会寄付による場合、過去の実績を鑑みて無理のない計画となっているか。（強制寄付になっていないか）

### 「担保」について

- 1 担保物件の残存評価額の合計が、借入申込額の1.43倍以上（借入申込限度額は担保評価額の70%の範囲内）であること。
- 2 貸付対象施設及び貸付対象施設の敷地は、必ず担保提供されること。（公有地を除く。）
- 3 借地の場合でも担保提供されること。（公有地を除く。）
- 4 先順位に機構以外の抵当権が設定済の場合、順位変更が確実であること。（原則として機構融資が第1抵当順位であること）
- 5 医療法人が担保提供する場合、主管部局の承認が得られていること。

### 「保証人」について

- 1 保証人が、原則として2名以上立てられていること。（平成22年度から、社会福祉法人については保証人の免除制度（オンコスト方式）の選択が可能。）
- 2 理事長は、原則として保証人となっていること。
- 3 理事長以外の保証人は、70才以下であること。
- 4 保証人が償還贈与を行う場合については、償還を確実に履行するにたる所得があり、かつ、連帯保証人の正味資産の合計が借入申し込み額以上であること。

### そ の 他

- 1 過去の監査等で問題があったかどうか。また、改善がなされているか。
- 2 公職の候補者等（公職にある者を含む）が選挙区内の施設建設のための担保提供者・保証人・償還者となっていないか。
- 3 土地取得費は、購入済の物件は貸付の対象とならないこと。

## 社会福祉法人等調書

法人名		施設名		施設種別		定員	人 通 名
主たる事務所の所在地				施設所在地			
法人認可の状況	1 認可済 ( 年 月 日 第 号)			2 新設法人 (平成 年 月 日認可予定)			
他経営施設の状況	施設種別	建設年数	補助金名	定員	現員	法人繰越金の状況	
						年 月末日現在 <span style="float: right;">円</span>	
役員 の 状 況							
役員	年齢	住所	職歴 (公職を含む)	社会福祉関係歴	他法人との 役員の兼務	兼務は1名	
理事長					有・無		
理事 2					有・無		
理事 3					有・無		
理事 4					有・無		
理事 5					有・無		
理事 6					有・無		
理事 7					有・無		
理事 8					有・無		
理事 9					有・無		
理事10					有・無		
監事					有・無		
監事 2					有・無		
監事 3					有・無		
評議員制の状況 <span style="float: right;">有 ( 人 ) ・ 無 [諮問・議決]</span>							
評議員	年齢	住所	職歴 (公職を含む)	社会福祉関係歴	他法人との 役員の兼務	兼務は1名	
評議員 1					有・無		
評議員 2					有・無		
評議員 3					有・無		
評議員 4					有・無		
評議員 5					有・無		
評議員 6					有・無		
評議員 7					有・無		
評議員 8					有・無		
評議員 9					有・無		
評議員10					有・無		
評議員11					有・無		
評議員12					有・無		
評議員13					有・無		
評議員14					有・無		
評議員15					有・無		
評議員16					有・無		
評議員17					有・無		
評議員18					有・無		
評議員19					有・無		
評議員20					有・無		

共通別紙 6

資産の状況						
資産区分	種類	金額(評価額)	贈与者名、贈与金額及び面積			
基本財産	土地	㎡	基本財産	㎡		
	現金	円		円		
運用財産	現金	円	運用財産	運転資金	円	
	その他	㎡円				
合計		円	整備資金	円		
運用財産(現金)の用途				施設 建設 財源	国・都道府県 補助金	円
建設費充当分	円	建設費に占める割合	%		補助金	円
運転資金	円	機構等借入金			円	
その他	円	年間事業費	円		自己資金	円
合計	円	合計			円	
施設建設財源に対する寄附予定者の状況(自己資金内訳)						
寄附予定者名	年齢	職業	前年の課税所得又は利益(円)	寄付総額(円)	備考	
負債の状況						
	借入金	返済残額(円)	償還残年数	県・市等の利子補給等の有無		
既借入金関係				有・無 (有の場合 年間負担額又は負担率 )		
新規借入金関係						
合計						
その他参考事項(都道府県市担当者意見、問題の有無等)						

(記入上の注意事項)

- 施設種別は、救護、生活介護等と記入すること。
- 施設長予定者は、役員欄の理事の番号に○印を付し、社会福祉関係歴欄の右端に資格有か無かを記入すること。
- 職歴は、事業種類、事業所名及び役職を記入すること。
- 役員及び評議員が他の社会福祉法人の役員等と兼務している場合は、兼務法人名及び役職を記入すること。
- 建物を運用財産としている場合には、「運用財産」の「その他」に必ず記入し、その理由書を添付すること。
- 「その他参考事項」欄については、定款内容、建設用地を貸借する場合の地上権設定・賃借料・法人との関係等、隣接地権者の承諾、汚染排水、私道、農地転用許可、地役権設定者の承認及び法人・施設名称(個人名の使用等)等について記入すること。

(添付資料)

- 法人役員履歴書(評議員についても同様)
- 借入金償還計画等一覧表(共通別紙5「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調」の別紙の様式を使用:借入先ごとに作成すること)。ただし、独立行政法人福祉医療機構からの借入分については、独立行政法人福祉医療機構への借入申込書の添付書類「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」の写しで可。
- 予算書及び決算書
- その他参考となる資料があれば、添付すること。

## 平成 年度社会福祉施設整備事業計画書

審査会	平成 年 月 日審査		
施設名		施設種別	
(現所在地) 建設予定地		整備区分	
民間補助金の有無	有・無（有の場合は、国庫補助とのすみ分けを示す色分け平面図）		
施設整備を必要とする理由	<p>1. 施設の必要性の調査など実態把握に基づく整備の必要性                  （待機者の状況、在宅サービスの活用状況等当該施設の整備が必要であるとする客観的理由を具体的かつ簡潔に記載すること）</p> <p>2. 整備予定地の選定理由                  （施設の分布状況、用地確保状況、関係市町村意見及び地域住民の意見等の調整状況などを踏まえて、当該施設の整備が必要であるとする客観的理由を具体的かつ簡潔に記載すること）</p> <p>3. 上記の外に緊急に整備を必要とする理由</p>		

（添付資料）

1. 新たに施設を創設する場合、既存施設を移転して改築等する場合は、施設整備予定地の市町村長の意見書を添付すること。  
 なお、この意見書には当該障害福祉サービスに係る具体的な需要の把握に関する調査の状況、結果等に係る資料を添付すること。
2. 当該施設（施設種別）にかかわらず、今回の整備計画において民間団体より補助金等の交付を受ける場合は、国庫補助該当部分と民間補助該当部分が判別できるように色分けした平面図等を添付すること。
3. その他参考となる資料があれば、添付すること。



償 還 金 贈 与 契 約 書

〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と社会福祉法人〇〇会設立代表者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) と〇〇〇〇 (以下「丙」という。) は、次のとおり贈与契約を締結する。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の独立行政法人福祉医療機構 (注2) からの借入金の償還財源として、総額金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円を別記のとおり同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を毎年 月末日までに行わなければならない。

第3条 甲が、第1条による贈与を履行できないとき、又はできなくなったときは、丙がその贈与を代替し又は残余の贈与を継承して行う。

第4条 丙は、第3条による贈与の継承を履行できなくなったときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

第5条 この契約に定めていない事項については、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文3通を作成し、甲、乙及び丙署名捺印のうえ各1通所持する。

平成 年 月 日

甲 住所  
氏名 実印

乙 住所  
社会福祉法人〇〇会設立代表者  
氏名 実印

丙 住所  
氏名 実印

別記

回	贈与年次	贈与金額 (円)	回	贈与年次	贈与金額 (円)
1	平成〇〇年		11	平成〇〇年	
2	平成〇〇年		12	平成〇〇年	
3	平成〇〇年		13	平成〇〇年	
4	平成〇〇年		14	平成〇〇年	
5	平成〇〇年		15	平成〇〇年	
6	平成〇〇年		16	平成〇〇年	
7	平成〇〇年		17	平成〇〇年	
8	平成〇〇年		18	平成〇〇年	
9	平成〇〇年		19	平成〇〇年	
10	平成〇〇年		20	平成〇〇年	
			総 額		

注1 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付すること。契約書の原本は関係者がそれぞれ保管する。

注2 独立行政法人福祉医療機構以外の金融機関からの借入を行うときは当該金融機関名称を記入する。

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇資金として、金〇〇〇〇〇〇〇円、資産として、別記目録記載の財産を同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 社会福祉法人〇〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所  
氏名 実印  
乙 住所  
社会福祉法人〇〇会設立代表者  
氏名 実印

注 法人設立認可申請書には契約書原本の写を添付すること。契約書の原本は関係者がそれぞれ保管する。

別記

目 録

1 現金				
	金			円
	(内訳)			
	建設自己資金			円
	運転資金			円
	法人事務費			円
2 土地 (注1)				
	〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の土地 1 筆			m ²
3 建物 (注2)				
	〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地所在の〇〇造〇建建物			
		1 棟	延べ	m ²
4 什器備品 (別紙明細書のとおり)				

注1 登記事項証明書記載のとおり記入する。従って、土地の一部の贈与が行われる場合は、分筆登記を済ませた後の登記事項証明書により記入することとなる。

注2 既存の建物の贈与を受けるときに記入する。記入は登記事項証明書記載のとおりに行う。建設中の建物については記入しない。

土 地 明 細 書

所 在 地	地 目	面 積 (㎡)	所 有 者	法 人 と の 関 係	抵 当 の 有 ・ 無
合 計					

※該当する番号に○をつけること。

1 法人所有

2 法人へ寄付

3 購入の後、法人へ寄付 購入費用 円

4 賃貸借 年間借地料 円 ・ 期間 年

5 使用貸借（無償） 期間 年

・ 造成の有無 有・無 造成費用 円

※ 契約書・見積書等を添付のこと

別添3

平成 第 年 月 日

福岡県知事 殿

法人名 印

### 財産処分（取りこわし）の協議について

標記について、平成17年10月5日社援基発第1005001号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」に基づき、国の補助事業により取得した財産の財産処分（取りこわし）をしたいので、関係書類を添えて協議します。

1 財産処分の概要 別紙（1）のとおり

2 添付書類

- （1）既存施設の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）
- （2）既存施設の写真
- （3）老朽度調書又は現存率評価調書
- （4）評価調書（いわゆる定率法又は定額法により算定された調書）
- （5）国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（ない場合は交付額を確認できる都道府県、市町村等の決算書でも可）
- （6）総事業費を確認できる歳出決算書等
- （7）その他参考となる資料

## 別紙（１）

## 財産処分の概要

施設種別		施設名	
所在地			定員 名
設置主体		経営主体	
建物の延面積	㎡（承認申請部分の面積も明記すること。）		
建物の構造		建築年月日	年 月 日
処分理由	改 築 増 改 築 に伴う既存施設の取りこわし 老朽民間社会福祉施設整備		
老 朽 度		評 価 額	円
国庫補助年度	年度	国庫補助金額	円
総事業費	円		
解体経費	円（承認申請面積相当額を明記すること。）		
充 当 額	円（局長連名通知により算定された充当額）		
処分年月日	年	月	日

(別添4)

## 障害者等のニーズ調査の実施状況

法人名	
施設名	
事業種別	

- ※ 事業種別ごとに別葉で作成すること（生活介護、就労移行支援、放課後等デイサービス等）。
- ※ 次の加算についても別葉で作成すること（短期入所整備加算、発達障害者支援センター整備加算、相談支援・障害児相談支援整備加算、居宅介護・保育所等訪問支援整備加算）。
- ※ 現在も事業を行っている場合の改築等においても作成すること。

### 1 調査時期

### 2 調査対象

### 3 調査項目（調査票を添付すること。）

### 4 調査対象者への提示条件

- ※ 障害者等に費用負担、サービス内容等の条件を詳細に提示して、利用意向の有無について回答を求めているか。

### 5 必要定員の算定根拠（概要）（詳細は別紙で添付すること。）

- ※ サービスの特徴を踏まえて定員を算定しているか。
  - ・標準利用期間を踏まえているか（自立訓練(機能訓練) 1年6月間、自立訓練(生活訓練) 2年間、就労移行支援 2年間）。
  - ・利用頻度、就職等による退所を踏まえているか。
- ※ 現時点の待機者の把握だけでなく、中長期的な見込みになっているか（人口、障害者数、学校卒業生数の推移等）。

- ※ この資料を基に市町村が意見書を作成するので、提出日は市町村と協議すること。
- ※ 事業が採択された場合、市町村から実際の利用状況について調査が行われること。

